



新株式発行並びに
株式売出届出目論見書
2026年3月

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式462,612千円（見込額）の募集及び株式2,957,299千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式524,968千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2026年3月24日に北海道財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに
株式売出届出目論見書

株式会社SQUEEZE

北海道北広島市栄町一丁目52番

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
 詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

Vision / Value Proposition

空間と時間の可能性を広げるプラットフォームになる

あらゆる滞在ニーズを収益に変える、AIによる次世代の運営インフラ

インテリジェンス プラットフォーム
 「suitebook」



IP×エンタメ×ホテル
 企画から伴走



収益性の高い、スマートなホテル運営



IoTとの連携による
 新たな顧客体験の創造

増加し続ける訪日観光客数
 同時に、観光課題

宿泊客が増加

対応しきれない

宿泊施設の人的リソース
 需要に対する対応不足



宿泊・飲食
 サービス業の
 離職率
 25.6%

AX Platform

ビジネスモデル

ホテル運営手法を
 根本から見直す
 独自モデル

AI・テクノロジー

AIを駆使した
 効率化・最適化運営

オペレーション

自らも運営・検証する
 徹底した現場ノウハウ

高収益

支援先ホテル
 GOPマージン

70%超

高成長

GMV-CAGR
 (22/12~25/12期)

+154%

成長余地 SQUEEZEモデルマーケットシェア(25/12末時点)

21,351室
 /182万室*

25/12時点の
 マーケットシェア 1.2%

SQUEEZEモデルは
 未開拓領域が
 広大に
 存在する

注：GOPマージン（Gross Operating Profit Margin）とは、ホテルの総収益に対する営業粗利益（GOP）の割合を示す指標である。GOPマージンの算定にあたっては、当社の支援先ホテルがUSALI（ユニフォーム会計基準）に準拠していることを確認している。SQUEEZE支援ホテルのGOPマージンは、当社が企画段階から支援するフルサービス導入先であるホテルのうち、サービス導入から3年ほど経過しており、かつ50室程度の規模である3施設のGOPマージンに基づき算出（2025年実績値）。ただし、当社が支援するホテルには客室数が50室程度未満のホテルも多く存在するため、当社が支援するホテル全体のGOPマージンを示すものではない。SQUEEZEモデルのマーケットシェアは、2025年12月末時点の当社支援ホテルの客室数を、厚生労働省「衛生行政報告例（令和6年度）」で報告されている旅館・ホテル客室数および簡易宿所施設数の和（1,827,133室）で除算し算出した。宿泊・飲食サービス業の離職率は厚生労働省「令和3年雇用動向調査結果の概要」を参照した。

Our Role / PL Highlight

ホテル現場やオーナーが抱える課題を、 「AIの力」による業務改革を通じて根本から解消する。



- アナログで非効率な業務
- 現場で疲弊
- “おもてなし”に向き合える瞬間が限られる
- システムが複雑で習得が難しい



- 仕組みが古く、資産価値を伸ばせない
- 収益状況が見えず、経営判断が遅れる
- 人手不足
- インフレで高収益のホテル開発が難しい

リカーリング
比率
90+%

当社としての解決策 現場AX*で、業界構造を変える

AIと人が共創し、
ホテルのポテンシャルを最大限に引き出す

AI powered
クラウドレセプション
AIによるチャット、電話応答支援
クラウドコンシェルジュによる
フロント共通業務の自動化

AI powered
RM / ダッシュボード
自動価格調整/
経営分析/レポート生成

AI powered
ホテルAXコンサルティング
AIとデータを活用した
「高収益モデル」の企画・
運営支援

AI powered
オンサイトオペレーション
AI画像認識による遺失物管理
AIによるソフト管理/清掃管理
など

遠隔接客

リアルタイムで多言語対
応を可能にし、ゲスト満
足度を向上。

価格調整自動化

AIによる需要予測に基づ
き、RMを自動化。経営
判断の迅速化を支援

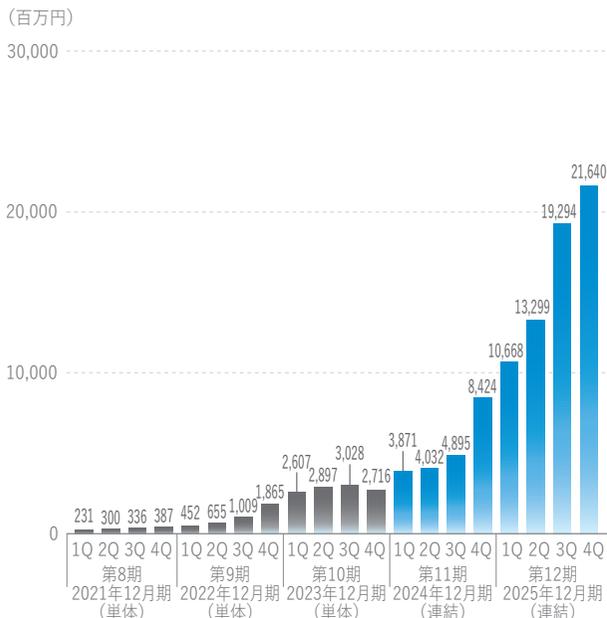
一気通貫支援

エンタメやIP (知的財産)
を活用したホテル企画か
ら伴走。

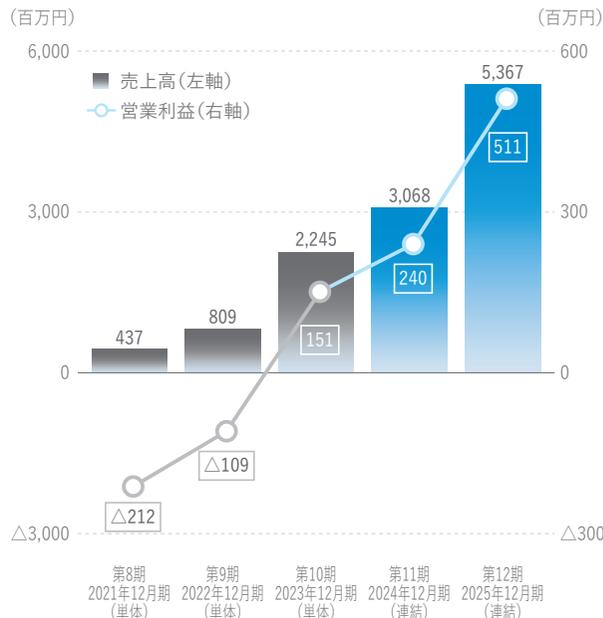
オンサイト改革

清掃管理の自動化やAI画
像認識により、現場のオ
ペレーションを徹底的に
効率化。

GMV*の四半期推移



売上高および営業利益の推移



注：2023年12月期以前の財務数値は、監査法人による監査が実施されていない点に留意されたい。
 *：AX (AIトランスフォーメーション) とは、AI・デジタル活用により、製品・サービス・ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
 *：GMVは当社が支援する施設全体の流通規模を表すものであり、当社の事業基盤の拡大状況や支援領域の広がりを示す参考情報である。これらは当社売上高と一対一で対応するものではなく、現時点の収益規模を示す趣旨ではない点に留意されたい。

AI powered な仕組みによる、収益性の高いホテル運営

支援先ホテルは最大**70%超**と高水準なGOPマーヅンを実現できる

中規模ホテルの事例

35~40%

|||| SQUEEZE フル支援ホテル

70%超

単なる予約管理や在庫・売上管理に留まらず

AIによる「最適な価格調整」と
「徹底したコスト管理」を実現。

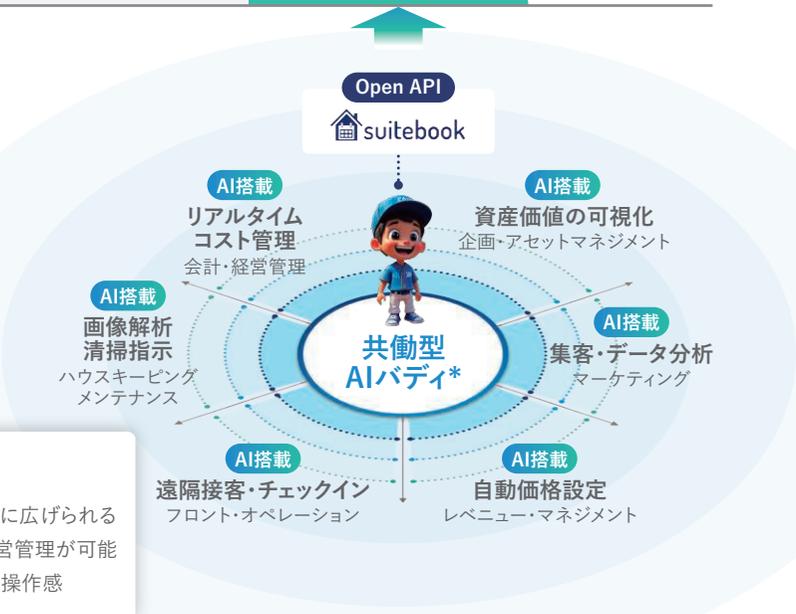
KPIの最大化をコントロール

現場の自動化とリアルタイム分析で
利益(GOP)を伸ばす
スピーディーな経営判断を支える

|| suitebookの特徴

1. 拡張性: 他の様々なサービスと連携し、機能を自由に広げられる
2. 機動性: 場所やデバイスを選ばず、どこからでも運営管理が可能
3. 簡便性: 初心者でもすぐに使いこなせる、直感的な操作感

注: GOPマーヅン (Gross Operating Profit Margin) とは、ホテルの総収益に対する営業粗利益 (GOP) の割合を示す指標である。GOPマーヅンの算定にあたっては、当社の支援先ホテルがUSALI (ユニフォーム会計基準) に準拠していることを確認している。本資料における「中規模ホテル」とは、客室数が50室から300室程度の規模のホテルを指す。中規模ホテルの事例のGOPマーヅンは、公表情報から確認が可能なホテルリストのうち2社のIR資料等に基づき当社が算出したものであり、必ずしも中規模のホテルに係る一般的なGOPマーヅンを示すものではない。また、一般に、ホテルのGOPマーヅンは室数規模が大きほど高いと考えられるため、ホテルの室数の規模次第でGOPマーヅンの水準が大きく異なる可能性がある。SQUEEZE支援ホテルのGOPマーヅンは、当社が企画段階から支援するフルサービス導入先であるホテルのうち、サービス導入から3年ほど経過しており、かつ中規模である3施設のGOPマーヅンに基づき算出 (2025年実績値)。ただし、当社が支援するホテルには客室数が50室程度未満のホテルなど中規模ホテル以外のホテルも多く存在するため、当社が支援するホテル全体のGOPマーヅンを示すものではない。共働型AIパディは、OpenAI社の言語モデル「ChatGPT」と当社保有の各種データ (KPI、業務マニュアル、レベニュー・マネジメントモデル、施設やシステムの仕様など) を組み合わせたソリューション。DOR = Double Occupancy Rate (1室あたり平均宿泊人数) の略称。LOS = Length of stay (平均滞在日数) の略称。共に清掃や備品交換頻度など費用面を押し量るに有用な指標である。

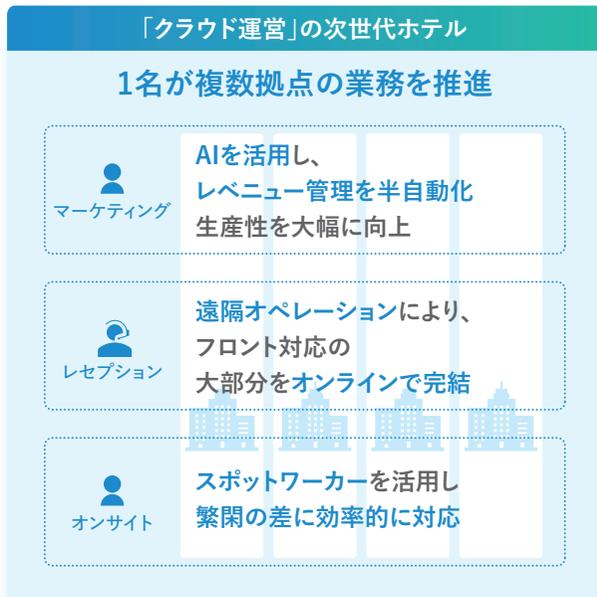
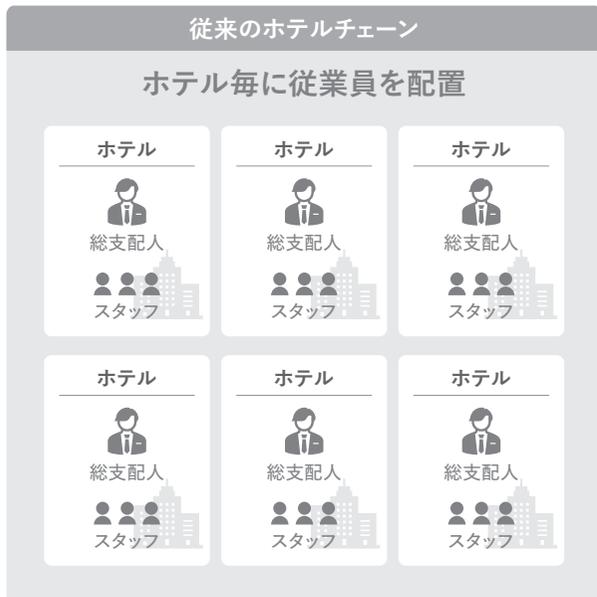


ビジネスモデル

時間と場所の制約をなくし、

どこからでも宿泊施設を最適に運営できる「クラウド」運営

ホテル業界における適用事例



宿泊施設運営のバリューチェーンに係る
様々なソリューションを備え、
クライアントニーズに合わせカスタマイズ提供

サービス提供先の 主なエンタープライズ	SaaS ソフトウェア		クラウドオペレーション		オンサイトオペレーション		ブランド 所有	ビジネス モデル
	CRM / 販売	PMS / 運営管理	クラウド レセプション	レベニュー マネジメント	ゲスト リレーション	ファシリティ/ ルームキーピング		
	✓	✓	-	-	-	-	他社	SaaS ソフトウェア
	✓	✓	✓	-	-	-		BPaaS ソフトウェア + オペレーション
REALGATE	✓	✓	✓	✓	✓	✓		自社
	✓	✓	✓	✓	✓	✓		
	✓	✓	✓	✓	✓	✓		

その他支援中の
ホテルブランド



象徴的な事例

ホテルオーナー・オペレーターと企画から伴走、 スマートホテルを共創し、顧客と共に収益拡大する。

	1 企画・コンサルティング	2 1号案件の実行・検証	3 本格導入
SQUEEZE ファイターズ スポーツ& エンターテインメント コンテンツホルダー	2019年 企画・コンサルティングで伴走 宿泊領域のパートナーとして、 企画・コンサルティングにて伴走	2021年 球場内ホテルの運営パートナーに 新球場ES CON FIELD HOKKAIDO のランドマークである「TOWER 11」に おける球場内ホテル・運営パートナー として採択。23年開業	2022年 OTA「F VILLAGE」立ち上げ 新規事業としてエリア全体に対する、 suitebookを活用した 予約・集客ビジネスを支援
JR東日本 交通インフラ	2020年 チェックインをデジタル化 「JR東日本ホテルメッツ 福島」にて チェックインをデジタル化する 実証実験を実施	2023年 Suicaで泊まれるホテル “Suicaで泊まれるホテル”をコンセプトに、 1年に渡る共同開発期間を経て、suitebookを 軸にしたPMSおよび、連携するSuicaスマート ロックを「ホテルB4Tいわき」にて全導入	2023年 スマートホテルの横展開 1号案件の成果から横展開を決定 「ホテルB4T 赤羽」、 「ホテルB4T 田端」へ導入拡大
東京建物 ディベロッパー	2018年 アパートメントホテル事業 パートナーに 賃貸住宅部門による、アパートメント ホテル事業のパートナーに選ばれる	2020年 1号案件開業 Minn上野開業 開業初年度から高GOPの運営に 成功し、現在は私募リートに売却、 継続運営中	2021年～ 関与ホテルの拡大 高い運営力が認められ、既存物件の オペレーターチェンジを含め 関与ホテルが拡大、足元でも複数の 新規開発パイプラインが積みあがる

まちづくりにおける、スポーツチーム×ホテルの象徴的物件 | tower eleven hotel



※開発・所有：ファイターズ様
運営・システム導入：SQUEEZE



エンタープライズ（球団）が保有する強力なコンテンツ（IP）を、「テクノロジー」と「オペレーション」の力で宿泊業へ実装し、共同創造空間として新たな価値と収益機会を創出した唯一無二の事例。

企画段階からのパートナーシップ

異業種ならではの新しい滞在価値を形にするため、上流の企画段階から参画。スポーツやエンタメの熱量をいかに宿泊体験（tower eleven hotel）へと昇華させるかという課題に対し、独自のオペレーション設計とシステム構築を通じて、理想の施設づくりを伴走支援。

地域と共創する独自の予約プラットフォーム

自社施設に留まらず、周辺施設とも連携する「地域独自の予約OTA*プラットフォーム」を構築。コンテンツの持つ集客力を活かし、エリア全体への送客を促進。外部サイトに依存しすぎない直販体制を整えることで、地域全体の収益最大化と活性化を支える仕組みを実装。

*OTA:オンライントラベルエージェンシー

AI活用により「おもてなし」コア業務に注力

AIやテクノロジー活用により、現場の省力化と質の高い滞在体験の両立を支援。ルーチン業務を自動化することで、スタッフがゲスト一人ひとりへの細やかな対応に集中できる環境を整備。小規模施設でも高い利益率を叩き出す「高付加価値な宿泊モデル」を推進。

「高収益」を実現するレベニューマネジメント

強力なIPとテクノロジーを融合し、わずか13室の施設で安定的な高収益モデルを追求。試合日の需要取り込みに加え、試合がない日もデータを活用した細やかな価格最適化を行うことで、通年の稼働最大化に貢献。日本が誇るコンテンツを「持続可能な宿泊事業」へと昇華させる、新たな官民・異業種連携の形となりうる。

Growth Strategy

巨大なTAM、業界が渴望するAI poweredなサービス suitebookの実装を加速させ、「業界のデファクトスタンダード」へ

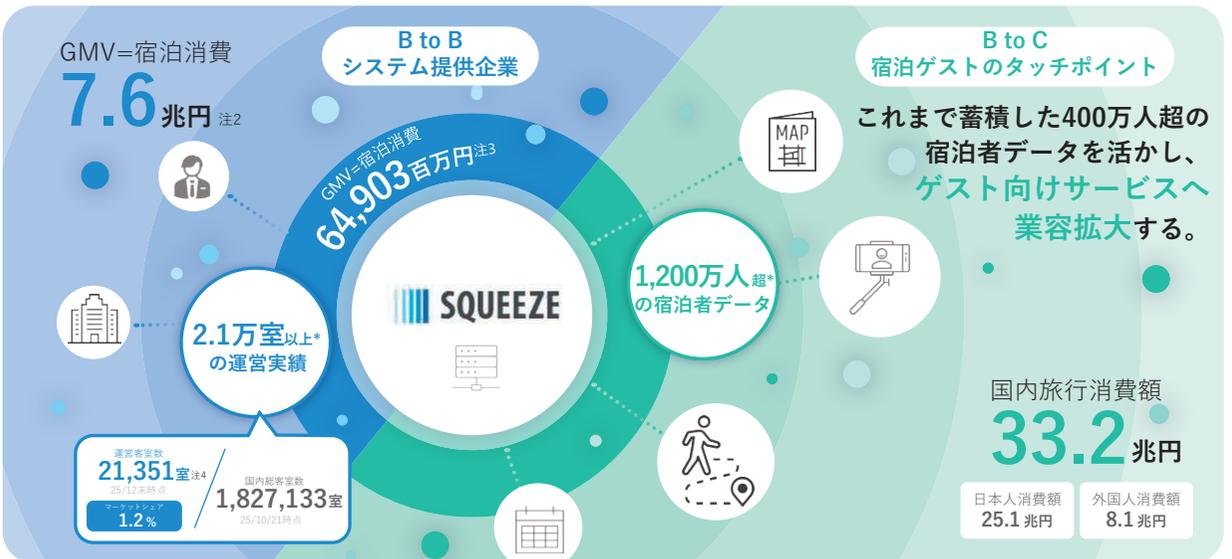
Room Under Management 注1



成長戦略ハイライト

- ① IPホルダーのエンプラ企業やホテルオーナー・オペレーターと企画から伴走し**スマートホテルを運営**する。
- ② 大手ホテルチェーンの**オペレーションシステムのスイッチング**を加速する。
- ③ 中堅・中小は一部ソリューションの導入から**スモールスタート**し、**アップセル**を図る。
- ④ リカーリング収益を積み上げ、**持続的な収益性改善**を推し進める。
- ⑤ **サステナブルなホテル運営**を推進し、社会的要請に即したホテル運営を展開する。

→ プラスチック廃棄物の削減 廃棄布の再利用 連泊エコ清掃 ペーパーレス化の推進



注1: RUM(=Room Under Management)は、当社が運営を支援するホテルの総客室数である。

注2: 国土交通省「旅行・観光消費動向調査」、「インバウンド消費動向調査」(いずれも2024年1月から12月のデータ)より作成した。本ページの数値は当社の想定する潜在的な市場規模であり、実際の市場規模とは異なる可能性がある。

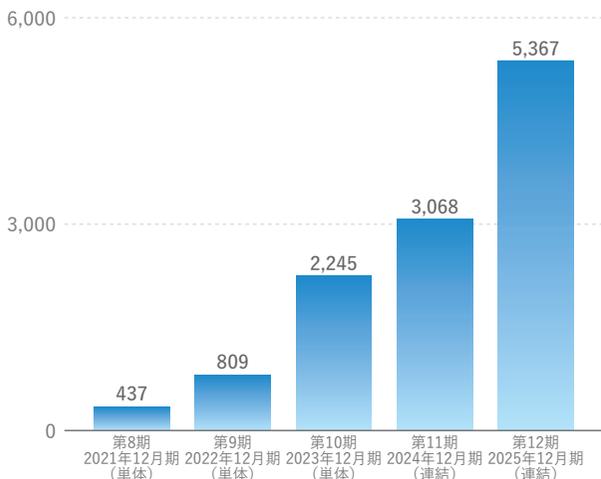
注3: 当社のGMVは、当社が運営を支援するホテルの売上高を集計している。運営支援について、一部サービス導入、フルサービス導入いずれも対象としている。2025年1月から12月のデータ。

注4: 運営客室数は、当社が運営を支援するホテルの総客室数。国内総客室数は、厚生労働省「衛生行政報告例(令和6年度)」で報告されている旅館・ホテル客室数および簡易宿所施設数の和(1,827,133室)。

業績等の推移

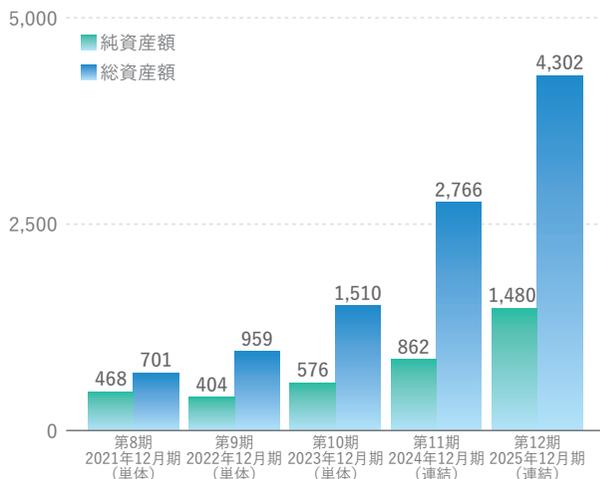
売上高

(百万円)



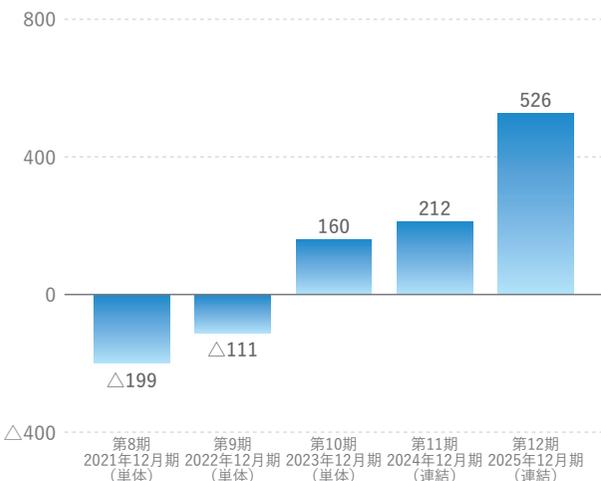
純資産額/総資産額 (連結)

(百万円)



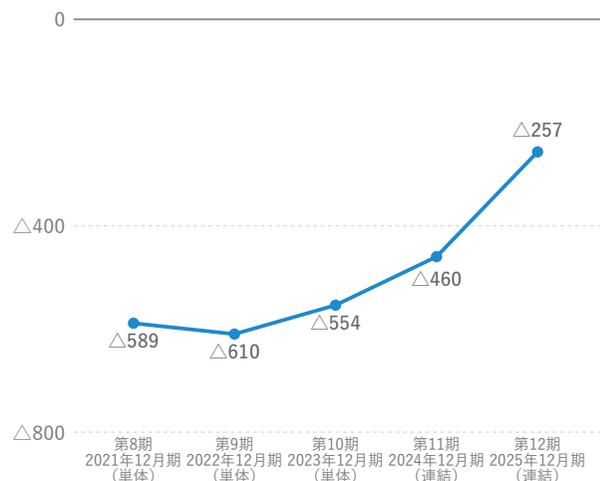
経常利益又は経常損失 (△) (連結)

(百万円)



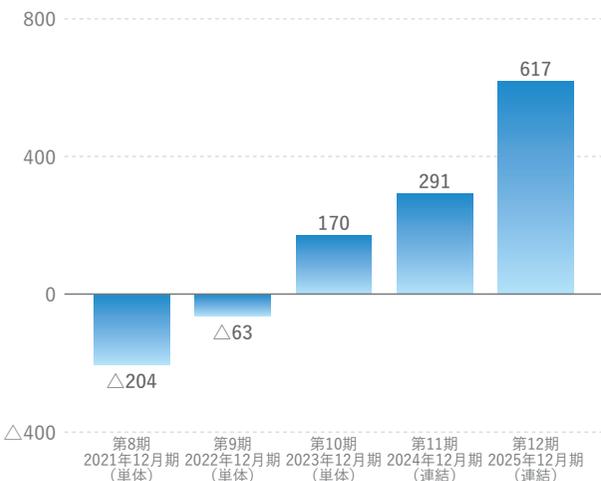
1株当たり純資産額 (連結)

(円)



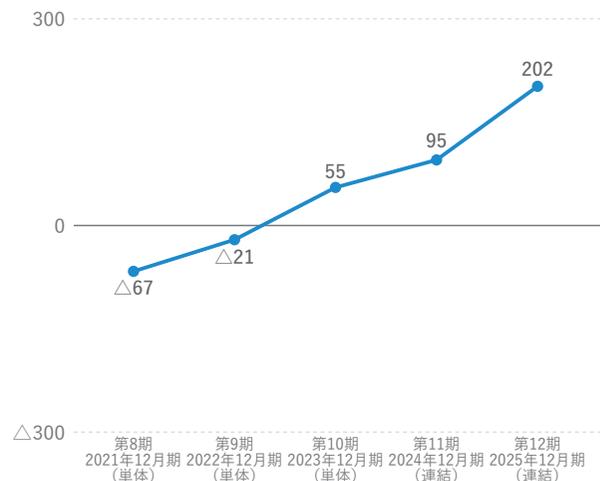
当期純利益又は当期純損失 (△) (連結)

(百万円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (連結)

(円)



注：当社は、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	2
3 【募集の条件】	3
4 【株式の引受け】	4
5 【新規発行による手取金の使途】	4
第2 【売出要項】	5
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	5
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	7
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	9
第二部 【企業情報】	11
第1 【企業の概況】	11
1 【主要な経営指標等の推移】	11
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	15
4 【関係会社の状況】	21
5 【従業員の状況】	23
第2 【事業の状況】	24
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	24
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	30
3 【事業等のリスク】	31
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	39
5 【重要な契約等】	42
6 【研究開発活動】	42
第3 【設備の状況】	43
1 【設備投資等の概要】	43
2 【主要な設備の状況】	43
3 【設備の新設、除却等の計画】	43

第4	【提出会社の状況】	44
1	【株式等の状況】	44
2	【自己株式の取得等の状況】	63
3	【配当政策】	64
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	65
第5	【経理の状況】	77
1	【連結財務諸表等】	78
2	【財務諸表等】	119
第6	【提出会社の株式事務の概要】	134
第7	【提出会社の参考情報】	135
1	【提出会社の親会社等の情報】	135
2	【その他の参考情報】	135
第四部	【株式公開情報】	136
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	136
第2	【第三者割当等の概況】	137
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	137
2	【取得者の概況】	138
3	【取得者の株式等の移動状況】	138
第3	【株主の状況】	139
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	2026年3月24日
【会社名】	株式会社SQUEEZE
【英訳名】	SQUEEZE Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 舘林 真一
【本店の所在の場所】	北海道北広島市栄町一丁目52番 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は〔最寄りの連絡場所〕で行っております。)
【電話番号】	03-6455-4721
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 安養寺 鉄彦
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神山町6番4号
【電話番号】	03-6455-4721
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 安養寺 鉄彦
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 462,612,500円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 2,957,299,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 524,968,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	175,000(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2026年3月24日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2026年4月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
4. 上記とは別に、2026年3月24日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式168,800株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2026年4月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2026年4月6日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	175,000	462,612,500	250,355,000
計(総発行株式)	175,000	462,612,500	250,355,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2026年3月24日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(3,110円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は544,250,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2026年4月15日(水) 至 2026年4月20日(月)	未定 (注) 4	2026年4月21日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2026年4月6日に仮条件を決定し、需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年4月14日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2026年4月6日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2026年4月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2026年3月24日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2026年4月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする事、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2026年4月22日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2026年4月7日から2026年4月13日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新橋支店	東京都港区新橋二丁目1番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	175,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2026年4月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	175,000	—

(注) 1. 引受株式数は、2026年4月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2026年4月14日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
500,710,000	13,000,000	487,710,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(3,110円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額487,710千円に「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限482,970千円を合わせた、手取概算額合計上限970,680千円については、借入金の返済に充当する予定です。具体的には以下のとおりです。

借入金の返済

当社の借入金の返済として、970,680千円(2027年12月期970,680千円)を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期間までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2026年4月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	950,900	2,957,299,000	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 ケネディクス株式会社 570,100株 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 株式会社エスコ 114,200株 東京都港区虎ノ門五丁目9番1号 インキュベイトファンド3号投資事業 有限責任組合 114,000株 北海道札幌市中央区 縮林 真一 40,000株 東京都江東区豊洲一丁目1番1号 Canal Ventures Collaboration Fund 1号投資事業有限責任組合 35,700株 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号 JR東日本スタートアップ株式会社 35,700株 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号(ジ ャフコグループ株式会社内) ジャフコSV4共有投資事業 有限責任組合 34,000株 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1 号 F F Gベンチャー投資事業有限責任組 合第1号 7,200株
計(総売出株式)	—	950,900	2,957,299,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(3,110円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
8. 当社は、株式会社SBI証券に対し上記売出数の一部を、当社が指定する販売先(親引け先)に売付けることを要請する予定であります。当社が指定する株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
第一リアルター株式会社 （東京都港区虎ノ門四丁目1番1号神谷町トラストタワー）	取得金額2億5,000万円を上限として要請を行う予定であります。	事業シナジー創出を目的とした関係構築のため
株式会社大和証券グループ本社 （東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）	取得金額2億円を上限として要請を行う予定であります。	事業シナジー創出を目的とした関係構築のため
ヒューリック株式会社 （東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号）	取得金額2億円を上限として要請を行う予定であります。	事業シナジー創出を目的とした関係構築のため
RS Investment Management 株式会社 （東京都港区六本木6丁目3番1号六本木ヒルズクロスポイント6階）	取得金額2億円を上限として要請を行う予定であります。	事業シナジー創出を目的とした関係構築のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2026年 4月15日(水) 至 2026年 4月20日(月)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の全国の 本店及び営業 所	東京都港区六本木一丁目 6番1号 株式会社SBI証券 愛知県名古屋市中村区名 駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都千代田区丸の内一 丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一 丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12 番32号 マネックス証券株式会社 北海道札幌市中央区大通 西三丁目11番地 北洋証券株式会社 香川県高松市磨屋町四番 地の八 香川証券株式会社 東京都中央区日本橋室町 二丁目2番1号 岡三証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2026年4月14日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。また、当該販売委託分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	168,800	524,968,800	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 168,800株
計(総売出株式)	—	168,800	524,968,800	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(3,110円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 2026年 4月15日(水) 至 2026年 4月20日(月)	100	未定 (注)1	株式会社SBI証券 の本店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である館林 真一(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年3月24日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式168,800株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 168,800株
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価格と同一とする。)
払込期日	2026年5月25日(月)
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新橋支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2026年5月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である館林 真一、売出人である株式会社エスコン並びに当社株主(当社新株予約権の保有者を含む。)である株式会社GM、丸野 卓也、イノベーション・ホテル有限責任事業組合、松尾 繁樹、川鍋 一郎、株式会社フジタコーポレーション、佐々木 翔平、原田 静織、関口 健一及び当社従業員2名は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2026年10月18日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式(当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。)の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等は除く。)は行わない旨合意しております。

また、売出人であるインキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合、ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合及びFFGベンチャー投資事業有限責任組合第1号は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及び売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通じて行う株式会社東京証券取引所で行う売却等を除

く。)を行わない旨を合意しています。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割等を除く。）を行わない旨を合意しています。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」を参照下さい。

4. 目論見書の電子交付について

引受人は、本募集及び引受人の買取引受による売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電子交付により行います。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされま（金融商品取引法第27条の30の9第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第1項）。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第11期	第12期
決算年月		2024年12月	2025年12月
売上高	(千円)	3,068,254	5,367,866
経常利益	(千円)	212,944	526,862
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	291,508	617,042
包括利益	(千円)	290,813	617,588
純資産額	(千円)	862,659	1,480,247
総資産額	(千円)	2,766,499	4,302,093
1株当たり純資産額	(円)	△460.26	△257.50
1株当たり当期純利益	(円)	95.71	202.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	31.2	34.4
自己資本利益率	(%)	40.6	52.7
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	140,734	688,138
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△650,487	△278,421
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	725,499	468,644
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	1,032,384	1,928,399
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	87 (329)	119 (487)

- (注) 1. 1株当たり純資産額については、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
4. 第11期及び第12期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、ESネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を含まない。)は、()内に年間平均人員を外数で記載しております。
6. 2025年12月期の従業員数について、運営施設数の増加に伴い、海外子会社におけるオペレーション要員およびエンジニアの増加により、連結従業員数が増加しております。
7. 当社は2025年12月11日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年1月4日付で自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したすべてのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は2026年1月4日付で会社法第178条の規定に基づきすべて消却しております。
8. 当社は、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	437,310	809,647	2,245,137	3,067,661	5,364,708
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△199,963	△111,859	160,226	220,684	566,576
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△204,713	△63,969	170,278	305,757	601,905
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数					
普通株式	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
A種優先株式 (株)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
B種優先株式	2,972	2,972	2,972	2,972	2,972
C種優先株式	5,701	5,701	5,701	5,701	5,701
D種優先株式	6,785	6,785	6,785	6,785	6,785
純資産額 (千円)	468,426	404,675	576,236	882,183	1,484,088
総資産額 (千円)	701,813	959,703	1,510,182	2,777,686	4,294,261
1株当たり純資産額 (円)	△58,956.39	△61,056.64	△55,423.95	△453.85	△256.23
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△6,739.13	△2,100.25	5,590.60	100.39	197.62
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	66.7	42.1	38.1	31.7	34.6
自己資本利益率 (%)	—	—	34.7	41.9	50.9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	26 (41)	40 (53)	50 (205)	51 (314)	75 (467)

(注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を実施していないため記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 第8期及び第9期は、新型コロナウイルスの影響により経常損失および当期純損失を計上しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

5. 自己資本利益率は、第8期及び第9期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用人員数(パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を含まない。)は、()内に年間平均人員を外数で記載しております。

8. 第11期及び第12期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、ESネクスト有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、第8期、第9期及び第10期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくESネクスト有限責任監査法人の監査を受けておりません。

9. 当社は2025年12月11日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年1月4日付で自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したすべてのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は2026年1月4日付で会社法第178条の規定に基づきすべて消却しております。
10. 当社は、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
11. 当社は、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第8期、第9期及び第10期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、ESネクスト有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
1株当たり純資産額 (円)	△589.56	△610.57	△554.24	△453.85	△256.23
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△67.39	△21.00	55.91	100.39	197.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社グループの創業者である館林真一は、シンガポール在住中に日本国内における民泊運営の支援を行うなかで、訪日旅行市場の急速な拡大を実感いたしました。また、運営方法により不動産価値が大きく向上するという経験いたしました。これを契機として、自ら宿泊施設の管理・運営事業に参入すべく、2014年9月に当社を設立いたしました。株式会社SQUEEZE設立以後の企業集団にかかる経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2014年9月	東京都港区にて資本金1,000千円で株式会社SQUEEZE設立
2014年11月	ホームシェア(民泊)のトータルサポート「Mister Suite」を開始
2017年4月	クラウド宿泊運営システム「suitebook」をローンチ
2017年9月	大阪・十三にてライフスタイルホテル Minn- your second home「Minn 十三」を開業し、スマートホテル事業開始(Minnブランド開始・大阪エリア初)
2018年3月	ケネディクス株式会社と資本業務提携を締結
2018年8月	東京・羽田にてシアター×ホテルをコンセプトとした「Theatel Haneda(シアテル羽田)」を開業(Theatelブランド開始・東京エリア初)
2018年9月	京王電鉄株式会社及び京王不動産株式会社と業務提携を締結
2019年2月	京王電鉄株式会社が所有する大田区蒲田の特区民泊マンション「KARIO KAMATA(カリオ蒲田)」の運営代行業務を受託
2019年3月	京王不動産株式会社が所有する宿泊施設「KARIO SASAZUKA TERRACE(カリオ笹塚テラス)」の運営代行を受託
2019年4月	カンボジアでクラウドコンシェルジュ事業を展開するSQUEEZE ASIA CO., LTD. (現連結子会社) を設立
2020年4月	株式会社日本エスコン (現: 株式会社エスコン) と第三者割当増資を伴う協業を開始
2020年7月	北海道・札幌にて「Theatel Sapporo(シアテル札幌)」を開業(北海道エリア初)
2021年4月	国際規格 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS/ISO27001:2013)の認証を取得
2021年5月	JR東日本スタートアップ株式会社と資本業務提携を締結
2021年12月	「suitebook」、非対面でのチェックインを可能にする「checksmart」プラグインの提供を開始 無人・多拠点立地の宿泊施設「SANU 2nd Home」を運営する株式会社SANUと協業開始 株式会社ファイターズ スポーツ&エンターテインメントと業務提携 球場「ES CON FIELD HOKKAIDO(エスコンフィールドHOKKAIDO)」のランドマーク「TOWER 11(タワー・イレブン)」のホテル・温浴施設運営パートナーとして参画
2022年5月	スターツ関西株式会社と協業し運営施設として10棟目となる「Minn 東梅田」を開業
2022年8月	スマイルホテル等を運営する株式会社ホスピタリティオペレーションズと業務連携、「suitebook」の導入開始およびホテル運営のDXの領域において協業開始
2022年9月	JR東日本グループ等が提供するSuicaで入退室認証が完了できるシステム「Suicaスマートロック」と「suitebook」が連携するSuicaを活用したスマートホテルブランド「B4T(BED FOR TRAVEL)」ホテルプロジェクトを発表
2023年1月	日本初Suicaを活用したスマートホテル「ホテルB4Tいわき」に「suitebook」が導入
2023年2月	運営施設として20棟目となる「Minn 金沢」を開業(北陸エリア初)
2023年3月	東京建物株式会社との連携による「Minn 二条城」を開業(京都エリア初) 「ES CON FIELD HOKKAIDO(エスコンフィールドHOKKAIDO)」内にあるホテル施設「tower eleven hotel(タワーイレブンホテル)」及び温浴施設「tower eleven onsen & sauna」の運営を開始
2023年4月	北海道ボールパーク『Fビレッジ公式サイト』へ『suitebook予約エンジン』を導入
2023年7月	Suicaを活用したスマートホテル「ホテル B4T 赤羽」に「suitebook」が導入
2023年11月	カンボジアでエンジニア コミュニティイベント「Python Cambodia 2023」を開催 「tower eleven onsen & sauna」が「サウナシユラン 2023」で特別賞を受賞
2023年12月	本店所在地を東京都渋谷区に移転
2024年7月	愛知県スタートアップ支援拠点「STATION Ai」内の宿泊施設「Minn STATION Ai Nagoya」の運営に参画
2025年2月	物販を展開する株式会社SQUEEZE商事(現連結子会社)を設立 清掃を展開する株式会社SQUEEZE Halo(現連結子会社)を設立
2025年3月	本店所在地を北海道北広島市に移転
2025年4月	カンボジアで人材事業を展開するSQUEEZE Global Crew CO., LTD. (現連結子会社)を設立
2025年7月	霞ヶ関キャピタルグループのfav hospitality group株式会社が展開する宿泊施設「FAV LUX 札幌すすきの」の運営を受託
2025年7月	北海道北広島市と包括連携協定を締結
2026年1月	株式会社リアルゲイトと協業し、宿泊施設「SHIFT HOTEL SHIBUYA HATAGAYA」の運営を開始
2026年2月	台湾でスマートホテル事業を展開する司貴吉智慧旅宿股份有限公司(現連結子会社)を設立 宅地建物取引業を展開する株式会社SQUEEZE Next Partners(現連結子会社)を設立

3 【事業の内容】

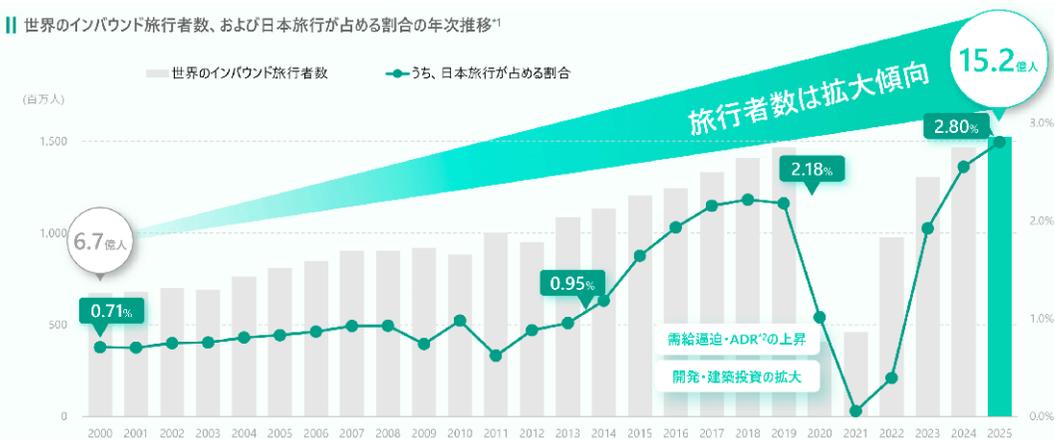
当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社、連結子会社6社(SQUEEZE ASIA CO., LTD.、株式会社SQUEEZE商事、株式会社SQUEEZE Halo、SQUEEZE Global Crew CO., LTD.、司貴吉智慧旅宿股份有限公司、株式会社SQUEEZE Next Partners)及び関連会社1社(株式会社ホスピタリティテクノロジーズ)の計8社で構成されており、ホテル・観光領域におけるソリューションの提供を通じて、スマートホテル事業(単一セグメント)を展開しております。スマートホテル事業とは、テクノロジーとオペレーションの最適化による、効率性と柔軟性を追求したホテル運営を行う事業です。

当社グループは、「価値の詰まった社会を創る」をミッションに掲げ、「空間と時間の可能性を広げるプラットフォームになる」をビジョンとして、宿泊・観光領域における構造的課題の解決に取り組んでおります。テクノロジーとオペレーションを融合させることで、地域コミュニティが有する空間、時間、人材といった資産の潜在的な価値を最大限に引き出し、社会に提供することを目的として事業を展開しております。

世界の旅行市場においては、インバウンド需要は中長期的に拡大基調にあり、全世界の旅行者数は約15.2億人規模に達しております。なかでも日本は、治安、文化、食、自然といった多面的な魅力を背景に、訪日インバウンド市場における存在感を年々高めており、世界全体に占める割合は2.8%まで上昇しています。これは、全体の1%にも満たなかった約10年前と比較して大きな伸びであり、需要サイドの強さが顕在化している状況にあります(注1)。

一方で、供給サイドである宿泊・観光産業は、この需要の伸びに十分に対応できているとは言えません。業界全体では慢性的な人手不足が続いており、厚生労働省の統計によれば、宿泊・飲食サービス業の離職率は25.6%と高水準にあります(注2)。従来型のホテル運営は、施設ごとに人員を配置する労働集約的な構造を前提としており、需要拡大局面においても供給能力や収益性の制約となる構造的課題を抱えています。その結果、本来取り込めるはずの需要を十分に活かしきれていないケースも少なくありません。

II 世界のインバウンド旅行者数、および日本旅行が占める割合の年次推移¹⁾



(注) 1 : 世界の旅行者数は「UNWTO Tourism Statistics Database」を、日本へのインバウンド旅行者数は日本政府観光局 (JNTO) 「訪日外客統計」を出典とし、日本旅行が占める割合は当社にて算定しています。ADR=Average Daily Rate (平均客室単価) の略称です。

(注) 2 : 厚生労働省の統計「雇用動向調査 (令和3年 (2021年))」において、「宿泊・飲食サービス業」の離職率は25.6%であります。

当社グループは、こうした需給構造の歪みに着目し、従来の宿泊施設運営のあり方そのものを見直してまいりました。テクノロジーとオペレーションを軸とした現場AXを通じて、施設単位ではなくホテル横断で価値を提供する仕組みを構築することで、生産性とホスピタリティを両立した持続可能な運営モデルの確立を目指しております（注）。

社名である「SQUEEZE」には、「価値を詰め込む」という意味が込められています。ロゴは5本のラインで構成され、左から右へと進むにつれて色が濃くなり、隙間が狭くなるデザインとなっております。これは、薄く、弱く、分断されていた状態から、濃く、力強く、価値が凝縮された状態へと変化していく過程を象徴しています。当社グループは、世の中に点在する未活用の資産や非効率な構造を再編集し、「価値の詰まった社会」を実現するインフラとなることを志しております。

（注）AX（AIトランスフォーメーション）とは、業務のデジタル化にとどまらず、AIを活用して業務判断や運営の意思決定を支援・高度化することで、業務プロセスや運営構造そのものを変革する取り組みを指します。



（1）当社グループのビジネスモデル

当社グループは、宿泊・観光領域において、不動産所有者およびホテル事業者を主要な顧客とし、ホテル運営に関わるシステムおよびオペレーションを組み合わせた総合的なソリューションを提供しております。

商流としては、宿泊施設の所有者または運営主体となる事業者と直接契約を締結し、当社グループがホテル運営に必要な機能や業務の一部または全部を担う形態を基本としております。当社グループは、施設の企画・立ち上げ段階から、日々の運営、宿泊者対応に至るまで、ホテル運営のバリューチェーンの各領域に対応可能な体制を構築しております。

提供内容および関与範囲は、顧客の事業方針や施設特性に応じて柔軟に設計されており、クラウド宿泊運営システム「suitebook」を中心としたシステム提供のみを行う場合もあれば、システムに加えて一部のオペレーション支援を行う場合、さらに宿泊者対応を含む運営全体に深く関与する場合など、複数のパターンが存在しております。

システム提供については、SaaS（ソフトウェア）型のサービスとして提供しており、施設数や利用機能の拡大に応じて利用料が継続的に発生する収益構造となっております。一方、オペレーション領域においては、マネジメント・コントラクト等の形態で運営を受託する場合に加え、施設を賃貸借等により当社グループが借り受け、当社主体で宿泊施設を運営する形態を採用する場合があります。

これらの形態において、当社グループはテクノロジーとオペレーションを組み合わせた独自の運営モデルを活用し、従来の労働集約型ホテル運営と比較して高い効率性と収益性の実現を目指しております。こうしたソリューションを通じて、不動産所有者およびホテル事業者の売上拡大や利益最大化を支援するとともに、当社グループの売上高のうちリカーリング収益が90%超を占める安定的な収益構造のもと、施設数の拡大に応じて事業規模が継続的に積み上がる構造を構築しております（注）。

当社グループは、これらの価値提供の対価として収益を得ております。課金形態については、宿泊施設の売上や利益に連動した成功報酬型、SaaS型システムや各種サービスの利用に応じた料金、一定額の固定料金等を組み合わせて設定しており、個別案件ごとの契約内容や提供範囲に応じて柔軟に設計することで、不動産所有者およびホテル事業者が抱える多様なニーズに対応したサービス提供を行っております。

（注）：DXホテルの企画・開発など、定常的なホテル運営支援以外の収益を除いた売上高の連結売上高に占める割合（2025年12月期）です。

（2）当社グループの事業の概要

当社グループは、宿泊施設運営のバリューチェーン全体を対象に、SaaS、クラウドオペレーション、オンサイトオペレーションを組み合わせた多様なサービスを提供しております。これらのサービスは、不動産所有者およびホテル事業者の事業方針や施設特性、運営体制に応じて、個別に、または複合的に提供されております。

(3) 事業の特徴

当社グループの事業の特徴は、テクノロジーを基盤として宿泊施設運営の在り方を再定義し、その上にオペレーションを構築することで、高い効率性と収益性を実現している点にあります。単なる業務のデジタル化にとどまらず、運営構造そのものを変革するテックカンパニーとして事業を展開しております。

① テクノロジー

当社グループは、宿泊施設運営に関わる業務を分解・再設計し、それを安定的に実装・運用するためのテクノロジー基盤を構築しております。その中核となるのが、クラウド宿泊運営システム「suitebook」を中心としたAXプラットフォームです（注）。

「suitebook」は、従来の宿泊在庫管理にとどまらず、売上、費用、オペレーション効率といった収益性に影響を与える要素を横断的に可視化・管理することを目的として設計されております。このテクノロジー基盤により、複数施設を前提とした標準化された運営や、遠隔・分散型のオペレーションを可能としております。

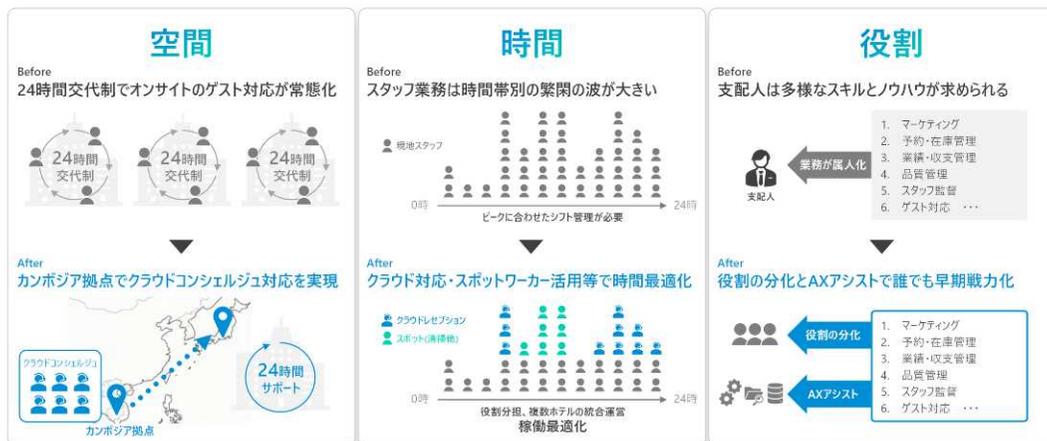
 <p>ワンプラットフォームで、ホテル運営を遠隔かつ効率的に管理可能にするシステム</p>			 <p>モバイルチェックイン ゲストが自身の端末を利用する形式のモバイルチェックインサービス。事前に宿泊情報を登録することにより、当日は簡単な操作でスムーズなチェックインが完了。外国人の場合はパスポート画像のアップロードも可能で、デジタル化推進としても機能。</p>
<p>ファイナンス PL自動作成 OTA売掛金自動決済</p>	<p>オンサイト 決済管理 遺失物管理</p>	<p>オーナー 企画・アセットマネジメント ホテル売買シミュレーション</p>	 <p>KIOSK チェックイン・チェックアウト・カードキーアクティベート等を、ゲストのセルフ形式による操作で完結させる新しいKIOSKが到来。コンパクトな筐体で、場所を選ばずに設置が可能。カスタマイズにより現地でのオプション決済や情報案内、ピコ音声等の機能も搭載可能。</p>
<p>レセプション フロントオペレーション POSレジ ビデオ通話</p>	<p>ゲスト・会員 セルフチェックイン 自社アプリ/エンジン CRM / モバイルオーナー</p>	<p>レベニュー AI RMS Lite RMS</p>	 <p>BPOサービス カンボジアを中心とした世界各国のクラウドワーカーによる、24時間365日の多言語対応コンシェルジュ、チェックインやチェックアウト後のあらゆるゲスト対応をホテルスタッフの代わりに実現。suitebookと合わせてご利用いただくことで、様々な業務の代行も可能。</p>



(注) AX (AIトランスフォーメーション) とは、業務のデジタル化にとどまらず、AIを活用して業務判断や運営の意思決定を支援・高度化することで、業務プロセスや運営構造そのものを変革する取り組みを指します。

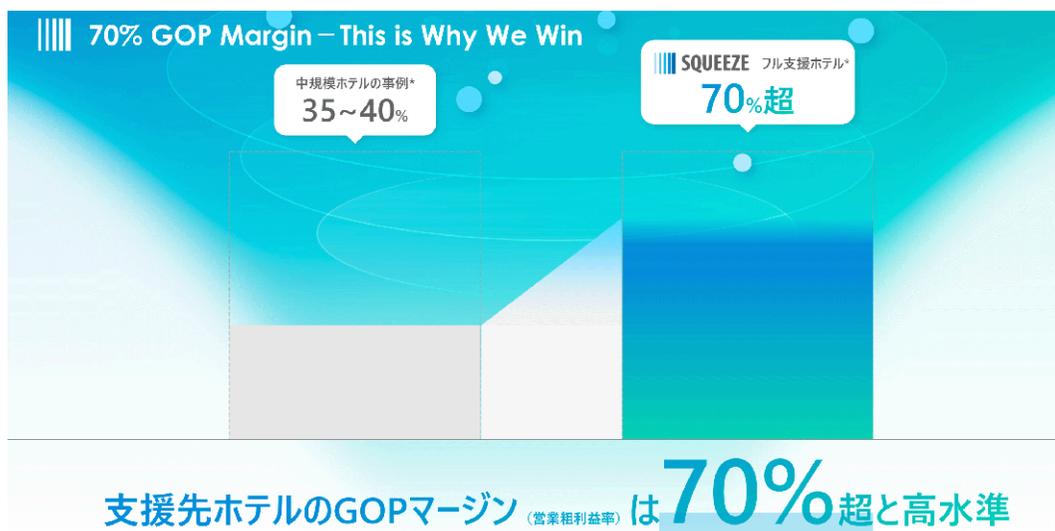
② オペレーション

こうしたテクノロジー基盤の上に構築されているのが、当社グループ独自のオペレーションモデルです。宿泊施設運営を「空間」「時間」「役割」の三軸で再定義し、オンサイトで常態化していたゲスト対応をクラウドコンシェルジュによる遠隔対応へと転換することで、施設立地に依存しない運営体制を構築しております。また、時間軸においては、需要の波を前提とした過剰な人員配置を見直し、クラウドレセプションやスポットワーカーの活用等を組み合わせることで、複数施設を横断した稼働最適化を実現しております。さらに、役割の観点では、支配人や現場責任者に集中していた業務を分解・標準化し、属人的なノウハウへの依存を低減することで、再現性の高いオペレーションを可能としております。



当社グループは、このようにテクノロジーを基盤としてオペレーションを構築することで、従来の労働集約型ホテル運営と比較してコスト構造の改善を図っております。その結果、当社グループが企画段階から関与し、フル支援を行っている一部の宿泊施設においては、客室数50室以上300室規模程度の中規模ホテルのGOPマージンが35～40%程度であるのに対し、70%を超える水準のGOPマージンを実現しております。

当社グループは、テクノロジー、オペレーション、収益構造を一体で設計することで、効率性と高収益性を両立させた運営モデルを構築しており、これを複数施設へ横展開することで持続的な成長を図っております。



(注) GOPマージン (Gross Operating Profit Margin) とは、ホテルの総収益に対する営業粗利益 (GOP) の割合を示す指標である。GOPマージンの算定にあたっては、当社の支援先ホテルがUSALI (ユニフォーム会計基準) に準拠していることを確認している。本資料における「中規模ホテル」とは、客室数が50室から300室程度の規模のホテルを指す。中規模ホテルの事例のGOPマージンは、公表情報から確認が可能であるホテルリートのうち2社のIR資料等に基づき当社が算出したものであり、必ずしも中規模のホテルに係る一般的なGOPマージンを示すものではない。また、一般に、ホテルのGOPマージンは室数規模が大きいほど高いと考えられるため、ホテルの室数の規模次第でGOPマージンの水準が大きく異なる可能性がある。SQUEEZE支援ホテルのGOPマージンは、当社が企画段階から支援するフルサービス導入先であるホテルのうち、サービス導入から3年ほど経過しており、かつ中規模である3施設のGOPマージンに基づき算出 (2025年実績値)。ただし、当社が支援するホテルには客室数が50室程度未満のホテルなど中規模ホテル以外のホテルも多く存在するため、当社が支援するホテル全体のGOPマージンを示すものではない。

当社グループは、テクノロジーとオペレーションを一体で提供する運営モデルのもと、支援施設数および客室数に着実に拡大しております。GMV (Gross Merchandise Value、当社が運営支援する施設の取扱高) およびRUM (Rooms Under Management、運営支援下にある総客室数) は、当社が支援する宿泊施設の規模や広がりを示す指標として開示

しております。

GMVは当社が支援する施設全体の流通規模を、RUMは当社が管理・支援する客室規模をそれぞれ表すものであり、いずれも当社の事業基盤の拡大状況や支援領域の広がりを示す参考情報です。これらは当社売上高と一対一で対応するものではなく、現時点の収益規模を示す趣旨ではありません。

今後も、支援施設の拡大および運営品質の向上を通じて、事業規模の拡大を図ってまいります。

GMVの四半期推移

(百万円)



RUMの四半期推移

(室)



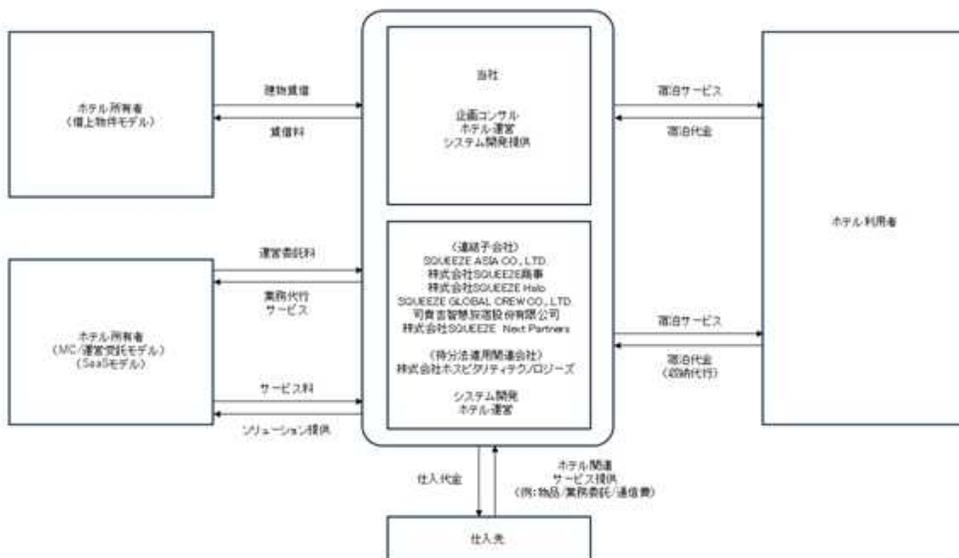
(注) : GMVは、当社が運営を支援するホテルの取扱高を集計しています。運営支援について、一部サービス導入、フルサービス導入いずれも対象としています。

RUM (=Room Under Management) は、当社が運営を支援するホテルの総客室数です。

GMV、RUMは監査法人による監査を受けておりません。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

2025年12月31日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
SQUEEZE ASIA CO., LTD. (注2)	カンボジア王国 プノンペン都	2,000,000 千リエル	スマート ホテル事業	100.0	当社の開発業務及びオペレーション業務を受託しております。 当社より貸付を行っております。 役員の兼任3名
株式会社SQUEEZE商事	北海道北広島市	1,000千円	スマート ホテル事業	100.0	当社の備品や商品の仕入れ業務を受託しております。 役員の兼任1名
株式会社SQUEEZE Halo	北海道北広島市	5,000千円	スマート ホテル事業	100.0	当社が運営する施設の清掃業務を受託しております。 役員の兼任2名
SQUEEZE GLOBAL CREW CO., LTD.	カンボジア王国 プノンペン都	80,000 千リエル	スマート ホテル事業	49.0 [51.0]	当社が運営する施設の清掃を担う人材の育成業務を受託する予定です。 役員の兼任3名
(持分法適用関連会社)					
株式会社ホスピタリティ テクノロジーズ	東京都千代田区	25,000千円	スマート ホテル事業	33.4	当社が開発するシステムの販売を受託しております。 役員の兼任1名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 特定子会社であります。
 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 4. 議決権の所有割合の[]は、緊密な者等の所有割合で外数であります。

5. 2026年2月28日現在における関係会社の状況は以下の通りです。

2026年2月28日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
SQUEEZE ASIA CO., LTD. (注2)	カンボジア王国 プノンペン都	2,000,000 千リエル	スマート ホテル事業	100.0	当社の開発業務及びオペレーション業務を受託しております。 当社より貸付を行っております。 役員の兼任3名
株式会社SQUEEZE商事	北海道北広島市	8,000千円	スマート ホテル事業	93.0 [7.0]	当社の備品や商品の仕入れ業務を受託しております。 役員の兼任1名
株式会社SQUEEZE Halo	北海道北広島市	5,000千円	スマート ホテル事業	100.0	当社が運営する施設の清掃業務を受託しております。 役員の兼任2名
SQUEEZE GLOBAL CREW CO., LTD.	カンボジア王国 プノンペン都	80,000 千リエル	スマート ホテル事業	49.0 [51.0]	当社が運営する施設の清掃を担う人材の育成業務を受託する予定です。 役員の兼任3名
司貴吉智慧旅宿股份有限公司	台湾 台北市	2,000 千台湾ドル	スマート ホテル事業	100.0	当該子会社は台湾におけるスマートホテル事業運営を担う予定です。 役員の兼任3名
株式会社SQUEEZE Next Partners	東京都渋谷区	5,000千円	スマート ホテル事業	100.0	当社が支援する不動産にかかる宅地建物取引業を担う予定です。 役員の兼任2名
(持分法適用関連会社)					
株式会社ホスピタリティ テクノロジーズ	東京都千代田区	25,000千円	スマート ホテル事業	33.4	当社が開発するシステムの販売を受託しております。 役員の兼任1名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 特定子会社であります。
 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 4. 議決権の所有割合の[]は、緊密な者等の所有割合で外数であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年2月28日現在

従業員数(人)
123(509)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を含まない。)は最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループは、スマートホテル事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については記載しておりません。
3. 臨時雇用者数が最近日までの1年間と比べて170名増加しております。主な理由は、運営施設数増加に対応するための、海外子会社におけるオペレーション要員およびエンジニアの人員増加によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2026年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
79(490)	33.1	2.3	5,400

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を含まない。)は最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社は、スマートホテル事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については記載しておりません。
3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは「価値の詰まった社会を創る」をミッションとし、テクノロジーの力で、地域コミュニティが持つ資産の潜在的な「価値」を活かし、社会に提供していくことで「無駄」のない「価値の詰まった」社会を創造していきます。

(2) 経営環境

当社グループの属する業界においては、コロナ禍で一時的に訪日・海外旅行需要が大きく減少しましたが、2023年5月の新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け変更や円安の影響を受け、インバウンド需要は急速に回復し、スマートホテル事業も堅調に推移しております。日本政府観光局（JNTO）によれば、2025年の年間訪日外国人旅行者数は4,268万人となり、前年比15.8%増と引き続き順調に成長しております。

当社のスマートホテル事業においても、訪日外国人旅行者の利用は増加傾向にあり、こうした動向に連動した需要の伸長が見られました。さらに、国土交通省観光庁「インバウンド消費動向調査 2025年暦年の調査結果（速報）の概要」（2026年1月公表）によれば、2025年の訪日外国人旅行消費額は9兆4,559億円となり、2024年比で16.4%増、過去最高を記録しております。

こうした需要の回復を背景に、2019年4月の出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正により、宿泊業も「特定技能1号」の在留資格の対象となり、人手不足の解消や訪日外国人旅行者に対する多言語対応の体制整備が進むなど、業界環境は好転しております。

また、2023年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」においては、「持続可能な観光」「消費額の拡大」「地方誘客の促進」の3点が基本方針として掲げられています。これに基づき、「持続可能な観光地域づくり」「インバウンド回復」「国内交流の拡大」の3つの戦略が進められており、観光の質的向上と地域経済の活性化に向けた取り組みが国を挙げて推進されています。これらの方針は、国内外の観光需要を高める追い風となっており、当社グループの事業機会を広げるものと認識しております。

当社グループは、こうした外部環境の変化を踏まえた事業戦略として、大手企業（エンタープライズ領域）に対してはSQUEEZEモデルのサービス導入を広く展開し、中堅・中小企業に対しては一部ソリューションの導入から段階的に取引拡大を図る取組を進めております。また、これまでに蓄積された宿泊者データを活用し、ゲスト向けサービス領域への事業展開にも着手しており、提供サービスの拡充およびパートナー企業との継続的な関係構築を通じた成長を企図しております。

(3) 経営戦略

当社グループは、テクノロジーを基盤とし、オペレーションを融合させることで、空間および時間の価値を再設計する事業を推進しております。ホテルを中心としたアセットに対し、DXの実装から収益最大化までを一気通貫で担う独自モデルを高度化させるとともに、エンタープライズ企業への戦略的展開、既存顧客基盤の深耕、新たなソリューションの創出および事業領域の拡張を通じて、空間をトランスフォーメーションするリーディングカンパニーを目指してまいります。

1 エンタープライズターゲット

ホテル業界における大手エンタープライズ企業への戦略的なアプローチ、既存顧客への導入拡大ならびに新規顧客の獲得および採用率の向上を通じて、市場における競争優位性の確立を図ってまいります。なお、将来的に中堅・中小規模事業者への展開を検討する可能性はありますが、現時点においては収益性および事業運営効率の観点から、主としてエンタープライズ企業を対象として事業を推進してまいります。



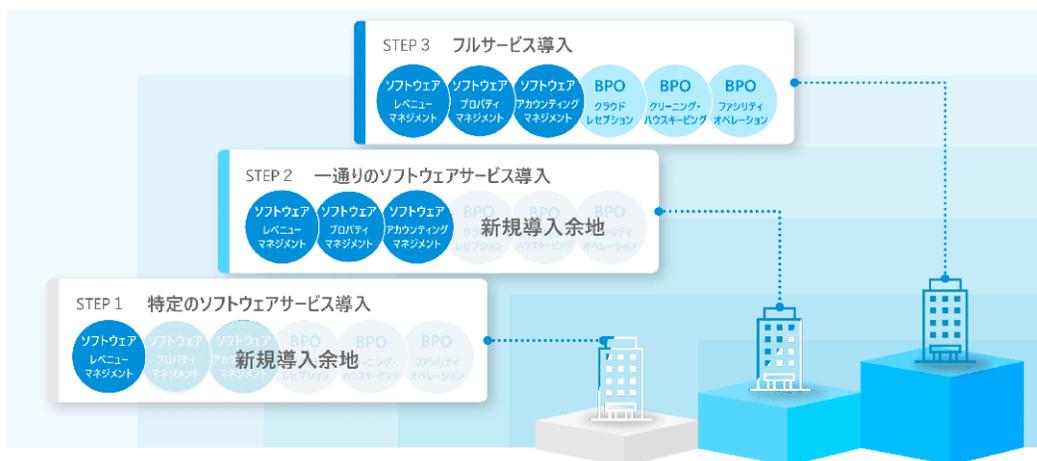
(注) 1: Room Under Management = 当社が運営支援するホテルの総客室数です。国内客室数182万室は、厚生労働省「衛生行政報告例」(2023年度)を参照しました。2025年以降の推移は当社が想定する当社の将来的な事業展開のイメージであり、実際の運営支援するホテルの総客室数の推移を示すものではありません。市場占有率は2025年12月末時点となります。

(注) 2: 国土交通省「旅行・観光消費動向調査」、「インバウンド消費動向調査」(いずれも2024年1月から12月のデータ)より作成しています。本ページの数値は当社の想定する潜在的な市場規模であり、実際の市場規模とは異なる可能性があります。

2 アップセル・クロスセルソリューション拡充

既存顧客に対するアップセルおよびクロスセルの推進による顧客単価の向上に加え、新たなソリューションの開発ならびにホテル収益の拡大を通じたプロフィットマネジメントフィーの増加により、さらなる収益性の向上を図ってまいります。





3 事業領域の拡張

パーティカルBPaaSで培った空間・時間DXやオペレーションノウハウをベースに、レジや商業施設、スマートシティといった他アセットタイプへの領域拡張を進める予定となっております。

国内客室数は1,827,133室存在し、そのうち当社グループの導入客室数は2025年12月末時点で2万室超となります。既に複数のホテルチェーングループへ大型導入を実現するなど、実績を積み上げており、1.2%とまだまだ限定的な市場占有率に留まる「SQUEEZEモデル」の加速度的な浸透を進めてまいります。



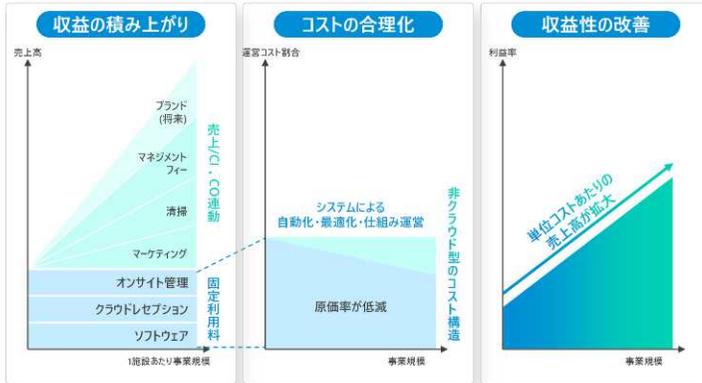
(注) 1: 国土交通省「旅行・観光消費動向調査」、「インバウンド消費動向調査」(いずれも2024年1月から12月のデータ)より作成しています。本ページの数値は当社の想定する潜在的な市場規模であり、実際の市場規模とは異なる可能性があります。

(注) 2: 当社のGMVは、当社が運営を支援するホテルの売上高を集計しています。運営支援について、一部サービス導入、フルサービス導入いずれも対象としており、2025年1月から12月のデータより作成しています。

(注) 3: 運営客室数は、当社が運営を支援するホテルの総客室数。国内総客室数は、厚生労働省「衛生行政報告例(令和5年度)」で報告されている旅館・ホテル客室数および簡易宿所施設数の和となります(1,827,133室)。

また、システム導入や企画・コンサルティングの提供から支援を開始し、より幅広いサービスを提供していくことで、1社あたりの収益を拡大させてまいります。1号案件の実行・検証を経て、スマートホテルの施設数拡大、周辺サービスの提供などを進めてまいります。

II 収益構造 (イメージ)



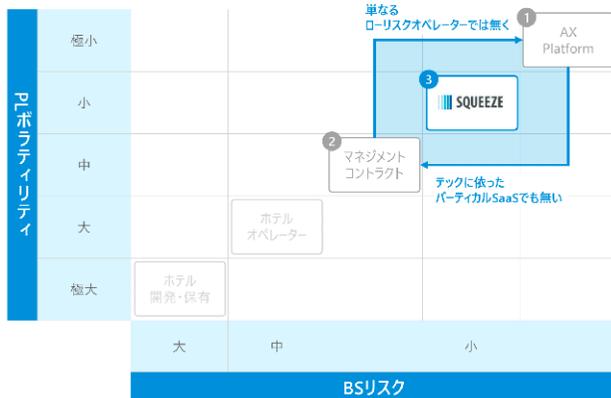
II 売上総利益と販管費明細の年次推移*



(注) : 2023年12月期以前の財務数値は、監査法人による監査を受けていません。

当社グループは、ホテルを所有しないことも特徴的であり、アセットライトに事業展開することでBSリスクを抑えるとともに、リカーリング型の収益を積み上げることで、PLのボラティリティ抑制も同時に実現しており、需要変動に依らず高粗利率を確保いたします。

II 各ホテルプレイヤーのPL・BSリスク (イメージ)



SQUEEZEモデルの優位性

- 一部成果報酬はあるものの、サービス毎に粗利を積み上げるモデルで、**需要変動に依らず高粗利率を確保**
- AX Platformの提供が軸、且つ自社ホテルはMC型式で、ホテル資産・定借敷金保証金共になく、**アセットライトに事業展開**
- PL、BS共にリスクは限定的で、導入先ホテル・客室数に連動した形で、**リカーリング収益を積み上げ**

(注) : 現時点における各ホテルプレイヤーのPLボラティリティ・BSリスクに関する当社の認識を記載したイメージです。

(参考) 事例

事例 1

日本初「フィールドが一望できる」北海道日本ハムファイターズの球場内ホテルをはじめとした独自性が高いラグジュアリーホテルから、大手チェーンまで幅広いホテルへの導入実績の例となります。

II tower eleven hotel

国内有数のスポーツエンターテインメントIPを宿泊業に実装し、新たな価値と収益機会を創出



II B4T (JR東日本グループ)

スマートホテルブランド「ホテルB4T」に「Suicaがルームキーになる初の宿泊管理システムを共同開発



II FAVブランドホテル (霞ヶ関キャピタルグループ)

fav hospitality group社が展開する新規施設にて「suitebook」を導入



まちづくりにおける、スポーツチーム×ホテルの象徴的物件 | tower eleven hotel



※開発・所有：ファイターズ様
運営システム導入：SQUEEZE



エンタープライズ (球団) が保有する強力なコンテンツ (IP) を、「テクノロジー」と「オペレーション」の力で宿泊業へ実装し、共同創造空間として新たな価値と収益機会を創出した唯一無二の事例。

II 企画段階からのパートナーシップ

異業種ならではの新しい潜在価値を形にするため、上流の企画段階から参画。スポーツやエンタメの熱量をいかに宿泊体験 (tower eleven hotel) へと昇華させるかという課題に対し、独自のオペレーション設計とシステム構築を通じて、理想の施設づくりを伴走支援。

II AI活用により「おもてなし」コア業務に注力

AIやテクノロジー活用により、現場の省力化と質の高い滞在体験の両立を支援。ルーチン業務を自動化することで、スタッフがゲスト一人ひとりへの細やかな対応に集中できる環境を整備。小規模施設でも高い利益率を叩き出す「高付加価値な宿泊モデル」を推進。

II 地域と共創する独自の予約プラットフォーム

自社施設に留まらず、周辺施設とも連携する「地域独自の予約OTA*プラットフォーム」を構築。コンテンツの持つ集客力を活かし、エリア全体への送客を促進。外部サイトに依存しすぎない直販体制を整えることで、地域全体の収益最大化と活性化を支える仕組みを実装。

*OTA:オンライントラベルエージェンシー

II 「高収益」を実現するレベニューマネジメント

強力なIPとテクノロジーを融合し、わずか13室の施設で安定的な高収益モデルを追求。試合日の需要取り込みに加え、試合がない日もデータを活用した細やかな価格最適化を行うことで、過年の稼働最大化に貢献。日本が誇るコンテンツを「持続可能な宿泊事業」へと昇華させる、新たな官民・異業種連携の形となりうる。

事例2

マネジメント・コントラクト形式で「Minn」、「Theatel」といった新規展開のためのブランドを抱え、多数展開している例となります。



(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

1 優秀な人材の確保及び育成

当社グループは、更なる事業拡大とホテル業界への先進技術の提供を実現していく上で、優秀な人材を継続的に雇用し、定着させることが重要であると認識しております。人的基盤を強化するために、採用体制の強化、教育・育成、研修制度及び人事評価制度の充実等の、施策を進めてまいります。

2 認知度の向上、ブランドの確立

当社グループが、市場での存在感を高めていくためには、一層の認知度や信頼度の向上が必要となってまいります。顧客からの信頼が得られるよう、サービスの品質向上、既存顧客の満足度の向上、パブリシティ強化を通じて当社グループブランドの確立及び普及に努めてまいります。

3 内部統制の強化

企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、法令遵守にとどまらない内部統制の強化が重要であります。当社グループの急速な事業規模の拡大に伴い、従来にも増して各種事業リスクの発生が想定され、これらのリスクを未然に防ぐ必要があります。そのために、社内においては規程類の見直しや内部監査機能の強化を行うとともに、監査法人や顧問弁護士等の社外専門家との連携をより一層密にすることで、リスクの防止に努めてまいります。

4 情報管理体制の強化

当社グループが運営する事業の特性上、ホテル利用者の個人情報を持しているため、情報管理が重要課題のひとつであると認識しております。当社グループにおいては、個人情報管理規程に基づいた個人情報管理体制を構築し運用しており、個人情報の取り扱い等において厳格なルールを定め、当社グループの従業員の役割に応じて、アクセスできる個人情報についても制限を設けております。今後も、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等を実施し、情報管理体制の維持及び強化を図ってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス及びリスク管理

1 リスク・コンプライアンス委員会

当社グループはサステナビリティ関連の機会及びリスクを、事業を取り巻く様々なリスクの1つと見なしております。人的資本・自然資本・ガバナンス面のリスクを認識し、デジタル活用による環境負荷低減や就労機会創出を機会として捉えております。サステナビリティ活動をけん引する会議体として、四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催しており、各部門横断的にリスク及び機会を把握、評価し、それに対処するための審議をしております。これらの審議事項につき、重要事項においては、リスク・コンプライアンスに関する規程のとおり取締役会にて報告されております。

2 情報セキュリティ

ISMS(Information Security Management System)認証(ISO/IEC 27001:2022)を取得しており、定期的に更新審査を受けております。社内組織としては、情報セキュリティ体制を設置し、年間を通じて全社へのITリテラシー向上に向けた教育や、年間を通じて情報セキュリティの管理運用等を行っております。

(2) 戦略(人的資本)

当社グループは、「価値の詰まった社会を創る」というミッションのもと、スマートホテル事業を通じて、社会課題の解決と企業の持続的成長の両立を目指しております。

中核戦略として、HospitalityとProfitabilityが両立できる宿泊施設の普及・拡大を推進しており、以下の取組を通じてその実現を図っています。

- ・ホテルクルーが人にしかできない業務に集中できる
- ・適正賃金を支払いつつ高収益を確保できる
- ・多種多様な人材に就労機会を提供できる
- ・エコで持続可能な社会の実現に貢献できる

これらの方針のもと、サステナブルなホテル運営を実現するため、以下の具体的な取組を推進しています。

1 人的資本・社会的資本

(a) SaaSプロダクトを海外拠点で開発

- ・カンボジア拠点の自社エンジニアによるSaaSプロダクトのアジャイル開発

(b) オペレーションセンターはカンボジアに設置

- ・カンボジアのオペレーションセンターと国内外の在宅ワーカーによる遠隔クラウドオペレーション

(c) 技能実習制度で人手不足を緩和

- ・技能実習制度を使い、カンボジア人クルーを日本へ誘致

(d) 就業機会・賃金の是正

- ・カンボジアにおけるクラウドレセプション体制の確立を通じ、人手不足が深刻化している日本と、若年人口が増加する一方で高賃金の就業機会が限られるカンボジアの間にある不均衡課題の是正、及び適正賃金を得られる就業機会を提供

(e) 働き方の多様化

- ・従来、現場で働くことが前提条件だったホテルスタッフの業務につき、可能な限り空間制約を排除することで、これまで身体的理由等からホテル業務に従事することが叶わなかった人材に、柔軟に活躍できる環境を提供

2 自然資本

(a) プラスチック廃棄物の削減

- ・歯ブラシやカミソリなどのプラスチック製アメニティの提供を廃止
- ・客室に設置しているシャンプー類は石油由来0%のリサイクルPETを使用したポンプ式ボトルを採用
- ・客室の鍵には従来型のプラスチックカードではなくデジタルロックを導入しプラスチック廃棄物の削減に貢献

(b) 廃棄物の再利用

- ・客室の使い捨てスリッパを廃止
- ・服の生産において裁断時に必ず出てしまう残布をアップサイクルして作ったオリジナルのスリッパを導入し、環境負荷の低減を図っている

(c) 連泊エコ清掃

- ・宿泊施設における環境への影響のうち、約30%を占めるリネンの洗濯や清掃によって生じるエネルギー資源の消費や洗剤による汚染を低減するため、タオルの再利用や短期滞在時の場合に滞在清掃を行わない連泊エコ清掃へのご協力をゲストにお願い

(d) ペーパーレス化の推進

- ・モバイル端末によるセルフチェックイン・アウトやホテル内インフォメーションのオンライン化
- ・自社開発システムを活用したデジタルオペレーションにより、徹底したペーパーレス運営を実現

(3) 指標及び目標

当社グループはサステナビリティに対し、上記のようなガバナンス及びリスク管理、戦略をとっておりますが、関連指標のデータ収集・分析を進めている中、当社グループとして継続的に管理すべき指標を精査している段階であるため、現時点では長期的に評価・管理する指標及び目標の設定は行っておりません。今後、長期的な評価・管理について指標を定め取り組んでいく予定であります。

3 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項について、以下に記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容を慎重に判断した上で行われる必要があると考えております。

当社グループのリスク管理体制に関しましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要、2 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由、f リスク・コンプライアンス委員会」に記載のとおりであります。

なお、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスクの全てを網羅するものではありませんのでご注意ください。また、本項中の記載内容については、本書提出日現在の事項であり、将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境上のリスク

1 指定感染症等について(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループが事業を展開するスマートホテル事業は、訪日旅行者の増加により収益が確保しやすい環境が継続していると考えております。

今後も、新型コロナウイルスのような指定感染症等が発生又は拡大し、再び入出国の規制強化が進んだ場合、訪日外国人者数減少により、売上水準減少の影響を受ける可能性がある場合、急激な変化に備えた運転資金の確保やコスト構造の見直しも進めておりますが、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2 自然災害等について(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループの行う事業は、火災、落雷、水災、地震、津波、その他偶然不測の事故並びに暴動、騒乱、テロ

の発生及び蔓延等の災害により、当社グループが運営する物件が滅失、劣化又は毀損し、当社グループの事業運営上の物件に支障をきたした場合は、急激な変化に備えた運転資金の確保やコスト構造の見直しも進めておりますが、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 競合及び市場動向について（発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小）

現在、当社グループの主力サービスであるスマートホテル事業は、競合サービスが複数存在しており、一定の競争環境があり、更なる新規参入による競争の激化の可能性もあるものと認識しております。また、当社グループが提供する機能・UXが時代遅れとなるなど、陳腐化の可能性もございます。当該リスクに対しては、当社グループが既存のホテルセクター企業とは異なるDX化などの差別化を行うとともに、顧客の業務課題を解像度高く理解し、継続的にサービスのアップデートを進める方針であります。しかしながら、これらの競合サービスに対して効果的な差別化を行うことができず、当社グループが想定している事業展開が図れない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 景気変動への対応について（発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小）

当社グループの提供するサービスは、一般消費者やの需要に影響を受けるものであり、海外の景気動向と密接に関連しております。景気の後退や消費マインドの低下が発生した場合、宿泊・観光需要の減少等により、当社グループの売上が減少する可能性があります。急激な変化に備えた運転資金の確保やコスト構造の見直しも進めておりますが、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 為替変動への対応について（発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小）

当社グループは、日本国内に加えてカンボジアなど海外に事業拠点を有しており、一部の取引においては米ドル（USD）等の外貨建てでの決済が行われております。これらの通貨と円（JPY）との為替相場は市場要因により変動しており、為替変動が当社グループの仕入コスト、外貨建資産・負債の評価額に影響を及ぼす可能性があります。急激な変化に備えた運転資金の確保や為替ポートフォリオの見直しも進めておりますが、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

6 資材の高騰について（発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小）

当社グループは、宿泊施設の運営において、家具・什器、リネン・アメニティ等の資材を外部から調達しております。近年、原材料価格の上昇、国際物流費の増大、為替変動、地政学的リスク（例：戦争・輸出規制等）等により、これら資材の価格が高騰しており、今後も継続する可能性があります。調達チャネルの多角化等を行っておりますが、資材価格の高騰が続いた場合には、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業運営上のリスク

1 食品衛生について（発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループでは、宿泊施設における朝食提供、提携先との共同運営による飲食サービス等を一部展開しております。これらの業務においては、提供する飲食物に起因する食中毒や異物混入等の衛生事故が発生するリスクが存在します。衛生管理計画の策定及び運営における点検等を行い、リスクの抑制に努めておりますが、仮に、当社グループまたは委託先等が提供した飲食物により食中毒等の健康被害が発生した場合、利用者からの損害賠償請求、行政当局による営業停止命令、報道等による企業イメージの毀損等、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼすおそれがあります。

2 情報セキュリティについて（発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループは、厳重な情報セキュリティ管理体制において自社内の機密情報を管理するとともに、事業の一環として得意先から預託された機密情報や個人情報の収集・保管・運用を行っております。ISMS (Information Security Management System) 認証 (ISO/IEC 27001:2022) を取得し、社内で運用する他、従業員研修を繰り返し実施する等、これらの情報管理には万全な方策を講じておりますが、万一当社グループの従業員や業務の委託会社等が情報を漏洩又は誤用した場合には、当社グループが企業としての社会的信用を喪失し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 個人情報の管理について(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、顧客企業から受託した業務を遂行する過程において、事業活動により多種多様な個人情報をお預かりします。当社グループでは、顧客情報の取扱いに細心の注意を払っておりますが、万一情報漏えいが発生した場合には、顧客からクレームを受け、契約の解除や損害賠償債務の発生、当社グループの事業に対する信用が低下すること等により、当社グループの事業活動並びに経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループにおいては、特定個人情報等取扱規程を制定し情報管理の運用管理を行うとともに、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)を取得し、情報漏えいを防止する体制を整備しております。

4 インバウンド需要への依存について(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社が運営する宿泊ブランド「Minn」は、訪日外国人旅行者を主要なターゲットとしており、インバウンド需要の影響を大きく受ける事業構造です。感染症の拡大、地政学的リスク、為替変動、国際間の移動制限などにより訪日旅行需要が減退した場合には、施設稼働率や平均客室単価の低下を招き、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクに対しては、需要変動に対応可能な価格・稼働調整の仕組みの導入、多言語オペレーション体制の強化、訪日再開に備えた運営体制の維持などにより、影響の軽減に努めております。また、BCPの一環として、急激な需要変化に備えた運転資金の確保やコスト構造の見直しも進めておりますが、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5 品質管理について(発生可能性：高、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、宿泊施設の運営・管理、清掃品質の監修、アメニティ等の提供など、顧客に直接提供されるサービス品質が事業の信頼性・競争力に直結する業態を営んでおります。重大な品質問題が発生した場合には、提携先・取引先との契約関係に影響を及ぼすほか、行政指導・損害賠償責任等の法的対応が必要となる可能性もあり、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼすリスクがあります。また、提供するサービスの品質や接客対応、設備不具合、予約トラブル等に関して、顧客からクレームや苦情を受ける場合があります。これらのクレームに適切に対応できなかった場合、顧客満足度の低下やリピート率の減少につながるだけでなく、SNSやレビューサイト等を通じた否定的な情報拡散により、当社グループのブランド価値や集客力に悪影響を及ぼす可能性があります。研修によるリスクの抑制や確認プロセスの整備等を行っておりますが、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

6 デバイス管理について(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループでは、宿泊施設の現場運営において、ノートパソコン、タブレット端末、IoT機器等のデバイスを活用しております。セキュリティソフトの導入や暗号化等、対策を行っておりますが、仮に、これらのデバイスに関する紛失、盗難、不正利用、ウイルス感染等が発生した場合、当社グループの機密情報や顧客情報が漏洩するリスクがあり、個人情報保護法等に基づく行政指導や損害賠償、ブランド価値の毀損といった重大な影響を受ける可能性があります。

7 小規模体制に係るリスクについて(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは小規模組織であり、ガバナンス体制や内部管理体制は当社グループの現在の規模に応じたものとなっています。今後の事業拡大に向けた人材採用・育成や組織体制の強化を図っておりますが、計画どおりに進まない場合には、当社グループの事業展開並びに経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

8 内部管理体制の構築について(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスが適切に機能することが必要不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、各社内規程及び法令の遵守を徹底してまいります。業務が急速に拡大することにより、コーポレート・ガバナンスが有効に機能しなかった場合には、適切な業務運営を行うことができず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

9 集客にかかわる広告宣伝活動について(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループはサービスの認知度向上、当社グループサイトへの集客及びサービス利用拡大等を目的として、

継続した広告宣伝活動を行っており、広告手法は、インターネット(検索連動型)を中心としております。当社グループの広告宣伝においては、広告手法や媒体、その実施方法及びタイミング等について、費用対効果を検討した上で効果的かつ効率的な費用の投下に努めておりますが、当社グループが行う広告宣伝について、著しい広告効果の低下や広告費用の上昇が生じた場合、集客等に影響が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社施設の集客においては、オンライン旅行取引事業者(OTA)を通じた予約流入にも依存しており、OTA側の手数料体系の見直し、掲載順位の低下、契約条件の変更等が生じた場合には、当社の予約獲得や収益性に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクに対応するため、当社では複数のOTAとの取引によるチャネルの分散化、手数料条件・掲載状況のモニタリング体制の整備、および自社サイトやSNS経由での予約比率向上に取り組むことで、リスクの軽減に努めております。

10 特定の人物への依存について(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの代表取締役CEOである館林 真一は、当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行について重要な役割を果たしております。当社グループは、取締役会やその他会議体において役職員への情報共有や権限委譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を目指しております。しかしながら、何らかの理由により同氏に過度に依存しない経営体制の構築が進まない場合または同氏が当社グループの経営執行を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業活動並びに経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

11 特定の取引先への依存について(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、物件の仕入先について特定の取引先への依存度が高まる可能性があります。仮に、依存度の高い取引先による契約内容の変更、契約期間満了に伴う非更新、または当該顧客の業績悪化や信用不安などの事由により取引関係が終了・縮小した場合、当社グループの売上高や収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。特に、宿泊施設として運用する物件について、販売相手先である不動産デベロッパー等からの運営受託や賃借を通じて確保しており、これらの物件供給元に関して、特定の取引先への依存度が高まる可能性があります。仮に、依存度の高い取引先による契約内容の変更、契約期間満了に伴う非更新、または当該顧客の業績悪化や信用不安などの事由により取引関係が終了・縮小した場合、当社グループの売上高や収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、物件の賃借契約や運営受託契約については、契約期間はおおむね2年から10年程度であり、解除事由としては、契約当事者間の合意、重大な契約違反、不可抗力、または法令上の制限等が定められております。当社としては、取引の安定性を確保するため、契約条件の精査や賃貸人との良好な関係構築、ならびに入出金管理体制の整備などにより、リスクの未然防止と早期対応に努めております。

12 労働災害について(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、宿泊施設の清掃・保守管理・現場対応等の業務において、従業員が施設内外で身体を伴う作業に従事する機会があり、転倒、落下、腰痛等の労働災害が発生するリスクを有しております。作業方法の文書化や周知徹底等を行っておりますが、万が一、重大な労働災害が発生した場合には、被災者への補償対応、労働基準監督署による調査、行政指導・是正命令、社会的信用の毀損といった影響が生じる可能性があります。当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼすおそれがあります。

13 グループ会社ガバナンスについて(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは国内外に7社のグループ会社を有しており、各社の事業運営が当社の経営方針及び戦略と整合し、適切に統制されることが重要であると認識しております。しかしながら、各社において経営管理が十分に機能しない場合や、労働災害、事故、不正行為、法令違反行為等が発生した場合には、信用の毀損、損害賠償責任の発生、行政処分等により、当社グループの事業運営に支障が生じる可能性があります。

当該リスクに対しては、グループ共通の規程及び業務プロセスの整備、管理部門機能の集約、重要事項に関する承認・報告体制の構築等を通じて経営管理及び内部統制の強化を図っておりますが、これらが十分に機能しない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

14 人材確保及び人材育成について(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

変化する顧客ニーズへ対応し顧客満足度を高めていくためには、適切な人材確保が重要課題の一つと認識していることから、当社グループは、各部門に配属可能な高い専門性を有する人材の確保と育成に注力しております。しかしながら、他業界に比べ比較的人材が流動的である傾向にあることなどから、適切な人材が十分に確保、育成できない場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

15 契約不適合責任について(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社グループは、システム・ソリューションの提供等において、顧客との契約に基づき各種サービスを提供しております。これらの契約において、サービス提供前における社内での確認プロセス整備等、対策を行っておりますが、当社グループの提供するサービスや成果物が、契約上の仕様・品質・数量等の条件を満たしていないと認定された場合、民法上の契約不適合責任を問われる可能性があります。その結果として、損害賠償請求や代替対応の義務、または契約解除に発展するおそれがあり、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

16 ハラスメントについて(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社グループでは、宿泊施設の運営や本社機能において、多様な雇用形態・国籍・年齢・性別の従業員が協働して業務に従事しており、職場環境の健全性を確保することが重要な経営課題の一つとなっております。研修等を行い、事前の防止に努めておりますが、万が一、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の不適切な言動が社内が発生した場合、被害を受けた従業員の就業意欲やメンタルヘルスの低下、人材の離職、社外への通報・訴訟リスクが生じ、社会的信用の毀損や職場環境の悪化を通じて、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

17 海外事業展開について(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

カンボジア等の事業展開先である海外地域において、将来的にテロ、政変、紛争、経済不安、法令の変更、自然災害、感染症の蔓延等が発生した場合、業務継続に必要な人材確保・オペレーション体制に支障を来すおそれがあり、サービス開発や提供に遅延・停止が生じる可能性があります。特に、BCP体制のもとで在宅勤務や資金流動性の確保を図っておりますが、事業活動への影響は完全には排除できません。

(3) 法的規制上のリスク

1 旅館業法等及び無人運営について(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、ホテルの開業にあたり、旅館業法、消防法、食品衛生法、公衆浴場法等に基づく営業許可・届出を、施設ごとに適切に取得しております。旅館業の種別(旅館・ホテル営業、簡易宿所、特区民泊等)および運営形態(有人・無人)に応じ、関係法令の要件を遵守するため、開業前の確認および年次の巡回点検を通じて法令遵守体制を整備しています。とりわけ旅館業法においては、無許可営業、設備基準(衛生・換気・面積等)の不備、宿泊者名簿の不適切な管理、行政対応への不正行為等があった場合、営業許可の取消・停止などの行政処分の対象となる可能性があります。

本書提出日現在までに、営業許可に係る取消又は停止の事由は発生しておりません。

また、当社グループでは一部の施設において無人化フロント(非対面でのチェックイン・アウト等)を導入しており、関係自治体との協議、遠隔対応体制の構築、設備管理の強化を通じて、当該運営形態においても法令に適合する体制を整備しています。しかしながら、将来的な法令改正、解釈変更、各自治体による運用基準の見直し、ならびにそれらに伴う追加の設備投資・体制変更が求められる場合には、当社グループの経営成績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、旅館業法に基づく営業許可は、自治体によっては有効期限が設定されていない場合があるものの、当社グループではすべての施設について、営業継続の適格性を確保するため、所轄保健所との定期的な連携・年次点検・更新確認等のプロセスを通じて、営業許可の有効性および施設状態の適合性を継続的に確認しております。

2026年2月末時点における法令別の対象施設状況は以下のとおりです。

・旅館業法等：台東区(8施設) 大田区(3施設)、中央区(2施設)、江戸川区(2施設)、渋谷区(3施設)、京都市(8施設)、大阪市(5施設)、札幌市(4施設)、千歳市(3施設)、虻田郡(1施設)、名

古屋市（1施設）、金沢市（1施設）

- ・消防法：台東区（8施設）大田区（3施設）、中央区（2施設）、江戸川区（2施設）、渋谷区（3施設）、京都市（8施設）、大阪市（5施設）、札幌市（4施設）、千歳市（3施設）、虻田郡（1施設）、名古屋市の（1施設）、金沢市（1施設）
- ・食品衛生法：京都市（2施設）、千歳市（1施設）、台東区（2施設）、札幌市（1施設）、金沢市（1施設）
- ・公衆浴場法：京都市（2施設）、千歳市（1施設）

2 その他関連する法令について(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループが運営する事業は、不適切な景品表示、知的財産の侵害、偽装請負、横領、詐欺、盗難、反社会的勢力との繋がり、その他コンプライアンス違反やレピュテーションリスク等が存在します。研修の実施や確認プロセスの整備等、法令遵守に努めておりますが、不測の事態によって、コンプライアンス違反等が発生した場合には、当社グループの信用低下や損害賠償請求等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスク

1 減損について(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、宿泊施設の運営に係る有形固定資産や無形資産(ソフトウェア等)を保有しており、これらの資産は将来の収益創出に資することを前提に帳簿価額が計上されております。しかしながら、当該資産が属する事業から期待される将来キャッシュ・フローの減少等により、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には、減損処理により当該資産の帳簿価額を減額し、損失を計上する必要があります。特に、観光需要の減退や新型コロナウイルスの流行、競争環境の激化等により、資産の収益性が低下した場合には、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループにおける宿泊施設の運営形態は、現時点ではマネジメント・コントラクト（MC）方式による運営受託が中心であり、賃貸借契約等によって物件を直接的に運営する形態は限定的であることから、減損リスクが業績や財務状況に及ぼす影響は現時点では限定的と考えております。一方で、今後の成長戦略の中で賃貸借方式による運営が拡大した場合には、賃借料や関連コストの固定化による収益構造の硬直化により、収益性の低下時には減損リスクが高まる可能性があります。

このようなリスクに対応するため、当社グループでは、各施設の収益性や資産価値の定期的なモニタリングを実施するとともに、収益性が低下した施設に対しては営業施策やオペレーション改善を通じて早期の対応に努めております。

2 資金調達について(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、設備投資や人材採用、システム開発等の成長戦略を推進する上で、金融機関からの借入やエクイティファイナンスなどを通じて資金を調達する場合があります。今後、金融市場の環境悪化や当社グループの信用力の低下等により、必要な資金を十分に確保できない、または調達条件が悪化する可能性があり、その結果として当社グループの成長戦略の遂行に遅れや制約が生じる可能性があります。加えて、金利の上昇により借入コストが増加する場合には、財務負担が増大し、業績に影響を及ぼすおそれがあります。

3 入金・支払漏れについて(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループでは、複数の顧客や取引先との間で、宿泊施設の運営収支に関わる入出金処理を日々行っております。入金・支払処理にはシステム管理および人的オペレーションが関与しており、入力ミスやシステムエラー等により、入金や請求・支払処理の漏れが発生する可能性があります。業務の文書化や周知徹底に努めておりますが、入金や請求・支払処理の漏れが発生した場合、当社グループの財務状況や取引先からの信用に影響を及ぼす可能性があります。

4 調達資金の使途について(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの株式上場時に計画している公募増資による調達資金の使途は、借入金の返済に充当する予定で

あります。これにより有利子負債の圧縮や支払利息の軽減等による財務体質の改善を図る方針であります。事業環境の変化や収益力の動向等によっては、期待する財務改善効果が十分に得られない可能性があります。その場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、株式上場時における公募増資による調達資金の用途について変更になった場合は、速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。

5 欠損金の繰越控除について(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、現時点で税務上の繰越欠損金が存在するため、法人税等が軽減されております。今後当該繰越欠損金が解消され、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が発生する場合において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。また、仮に繰越欠損金を利用するのに十分な課税所得がない場合、繰越欠損金による控除を受けられないまま、繰越欠損金を課税所得から控除できる期間を経過する可能性があります。

本書提出日現在における当社の資本金の額は1億円であり、当社は、法人税法上の中小法人等として、過去10年以内に生じた繰越欠損金について課税所得の全額まで控除が可能となる等、税法上、いわゆる中小企業向けの措置の適用対象となっております。しかしながら、今後、当社の資本金の額が増加する等により当社が中小法人等に該当しなくなった場合、また、上記の中小企業向けの税制措置について、廃止、変更その他の理由により、上記措置の全部又は一部が当社に適用されなくなった場合、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

具体的には、当社には、2025年12月末時点において合計387,697千円の法人税法上の繰越欠損金が存在することから、今後生じる各事業年度の課税所得の全額について、上記の中小企業向けの措置を活用することによって、最大で約132,204千円(※)のキャッシュ・フロー上のメリットを享受できる可能性があります。しかしながら、上記の中小企業向けの税制措置の適用対象とならない場合には、繰越欠損金による控除の限度は各事業年度の課税所得の50%となり、繰越期間内に繰越欠損金の全額を課税所得からの控除のために使用できなくなる等、上記のメリットを享受できる範囲が限定される可能性があります。

(※)繰越欠損金の繰越期間中の各事業年度において対応する課税所得(繰越欠損金控除前)が発生することを前提とし、中小法人等の実効税率を34.1%として算出しております。上記金額は最大額であり、実際の影響額は上記金額と異なる可能性があります。

6 繰延税金資産について(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、将来減算一時差異等について、将来の収益力に基づく課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。

なお、当社は、当連結会計年度において繰延税金資産を243,937千円(うち税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は119,293千円)計上しております。

将来の課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画は将来の経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、課税所得の見積額が変動した場合には翌連結会計年度以降の連結財務諸表において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、前記5に記載のとおり、本書提出日現在において、当社は資本金の額が1億円であるため中小法人等としての繰越欠損金控除限度額が適用されております。今後、資本金の額が1億円を超える場合や中小企業向けの税制措置の廃止、変更その他の理由により、適用される限度額が変更された場合には、繰越欠損金に係る繰延税金資産が減少し、損益計算書上、当該減少分が法人税等調整額に費用として計上される等、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

7 代金回収について(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社グループでは、宿泊施設の業務委託・運営受託等において、法人顧客やオーナー企業等に対して代金請求を行っておりますが、取引先の経営悪化や資金繰り悪化により、売掛金の回収遅延または貸倒が発生する可能性があります。継続的な与信管理等、事前の防止に努めておりますが、売掛金の回収遅延または貸倒が発生した場合、当社グループの財務状況や取引先からの信用に影響を及ぼす可能性があります。

8 配当政策について(発生可能性：大、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながるものと考え、創業以来配当を実施しておりません。今後においては、業績・財務状況及び事業環境等を勘案したうえで、株主への利益配当を検討していく方針ではありますが、持続的な成長に向けた投資を戦略的に実行する場合や当社の事業が計画どおり推移しない場合など、配当を実施できない可能性があります。

9 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：数年内、影響度：小)

当社グループでは、役職員に対するインセンティブ・プランとしてストック・オプション制度を採用しております。本書提出日現在における当社の発行済株式総数は3,045,800株、新株予約権による潜在株式数は453,000株(発行済株式総数に対する割合14.8%)であり、当該新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

また、優秀な人材の確保のため、今後もストック・オプションや株式関連報酬などのインセンティブ・プランを採用する可能性があります。従って、これらのインセンティブ・プランを通じて、当社株式が付与されたり付与した新株予約権が行使された場合にも、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

1 経営成績の状況

当連結会計年度においては、グローバルな観光需要の着実な成長や賃上げなどの雇用・所得環境の改善により、緩やかな成長基調となりました。一方、不安定な海外情勢やインフレによる先行きの不透明さは継続しております。当社グループのメイン事業であるホテル業界においては、円安を背景としたインバウンド需要の拡大により、日本政府観光局の訪日外客統計によると、訪日外国人数は2025年累計で42百万人に達し、前年比115.8%増と引き続き順調に成長しております。また、国土交通省観光庁「インバウンド消費動向調査 2025年暦年の調査結果(速報)の概要」(2026年1月公表)によれば、2025年の訪日外国人旅行消費額は9兆4,559億円となり、2024年比で16.4%増、過去最高を記録しております。

このような事業環境の中、当社グループは、ホテルの価値や生産性、ゲスト体験向上のため、自社で開発するクラウド宿泊運営システム「suitebook」の機能改善を継続的に行っております。

また、前連結会計年度に引き続き、運営施設数の拡大を推し進めました。当連結会計年度においては、北海道北広島市における北広島駅西口周辺エリア活性化事業の一環である「エスコンフィールドHOKKAIDOホテル 北広島駅前」、京都市内7施設目となる「Minn 烏丸五条 京都 Station North」を始め、各エリアで新規施設をオープンいたしました。このような取り組みの結果、運営施設数は、前連結会計年度末より8施設増365室増の40施設1,232室となりました。

以上の取り組みの結果、売上高は5,367,866千円(前年同期比74.9%増)と増収増益での着地となりました。営業利益は511,577千円(前年同期比112.6%増)、経常利益は526,862千円(前年同期比147.4%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は617,042千円(前年同期比111.7%増)となりました。

2 財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産は前連結会計年度末に比べ1,535,594千円増加し、4,302,093千円となりました。これは主に流動資産における、現金及び預金921,849千円の増加、売掛金364,697千円の増加によるものです。現金及び預金は主に金融機関からの借入における増加であり、売掛金はインバウンド回復に伴う宿泊代金の増加であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債は前連結会計年度末に比べ918,005千円増加し、2,821,846千円となりました。これは主に未払金287,976千円の増加、運転資金としての長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)468,644千円の増加によるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は前連結会計年度末に比べ617,588千円増加し、1,480,247千円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が617,042千円増加したことによるものです。

3 キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ896,015千円増加し、1,928,399千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動の結果得られた資金は688,138千円(前連結会計年度は140,734千円の獲得)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益526,862千円、未払金の増加額284,079千円、売掛金の増加(キャッシュフローはマイナス)額365,405千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の結果使用した資金は278,421千円（前連結会計年度は650,487千円の使用）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出111,599千円、敷金及び保証金の差入による支出108,544千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の結果得られた資金は468,644千円（前連結会計年度は725,499千円の獲得）となりました。これは主に、長期借入れによる収入600,000千円があったことによるものであります。

4 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは、製品の生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

b. 受注実績

当社グループは、製品の受注生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度の売上実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループはスマートホテル事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
スマートホテル事業	5,367,866	74.9

(注) 1. 当社グループの事業区分は、「スマートホテル事業」の単一セグメントであります。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Gala合同会社	577,187	18.8	692,309	12.9
東京建物株式会社	454,853	14.8	(注) 3	(注) 3
ドムス合同会社	373,012	12.1	(注) 3	(注) 3

3. 各連結会計年度において、相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の取引先については記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1)経営成績等の状況の概要 1 経営成績の状況、2 財政状態の状況」に記載のとおりです。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容については、「(1)経営成績等の状況の概要 3 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

当社グループは、事業拡大に伴い、ホテル運営形態として借上物件モデルの導入を進めており、これに伴う敷金の差入が主要な投資資金需要となっております。借上物件モデルを採用する機会が増加していることを踏まえ、資金使途の明確性も考慮のうえ、資金の投下先を借上物件モデルに関連する初期投資に重点化しております。

これらの資金需要に対しては、主に営業活動から得られる自己資金及び金融機関からの借入を資金の源泉としています。将来的な設備投資並びに事業投資の長期資金需要につきましては、資金需要が発生した時点で、自己資金はもとより、金融機関からの長期借入等の調達方法を検討し対応しています。

また、当社グループは当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況に示す資金により、今後更に経営基盤を強化し、新たな企業への投資機会に対応していきます。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しています。この連結財務諸表の作成に当たって、連結決算日における財政状態及び報告期間における経営成績に影響を与える見積り、予測を必要としています。当社グループは、過去の実績や状況を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき、継続してこの見積り、予測の評価を実施しています。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりです。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因、今後の方針等について

経営成績に重要な影響を与える要因については「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりです。また、経営方針・経営戦略等については「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりです。財務関連指標としては売上高および売上総利益を特に重視しておりますが、重要な経営指標の目標達成状況を計るためのKPIとして、GMV、RUMを設定しております。

財務関連指標	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高 (千円)	3,068,254	5,367,866
売上総利益 (千円)	1,099,947	2,254,200

KPI	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
GMV (百万円)	21,224	64,903
RUM (室)	9,059	21,351

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

「suitebook」は、宿泊施設の予約管理、客室稼働の最適化、収益管理（レベニューマネジメント）、顧客情報管理などを一元的に行うことができる業務支援プラットフォームであり、ホテル運営に関する多様な業務のデジタル化・省力化を推進する基幹システムとして位置づけております。

当連結会計年度においても継続的に機能追加・改修を中心に開発活動を実施しました。

これらの研究開発活動に要した費用は、当連結会計年度において230,791千円であり、主として当社グループの人件費および開発外注費が含まれております。

今後も当社グループでは、運営効率および収益最大化に資する運営支援システムとして「suitebook」の競争力を強化すべく、継続的な機能拡充を図ってまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第12期連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当連結会計年度の設備投資の総額は、9,396千円であります。主に運営ホテルの改修を目的とした建物附属設備の改装および運営ホテルの備品の購入に伴うものです。上記設備投資額には、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資額も含めております。

なお、当社グループはスマートホテル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社グループはスマートホテル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(1) 提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
		建物	車両 運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	敷金	合計	
本社 (東京都渋谷区)	本社機能	8,331	0	2,814	—	3,440	14,586	74 (448)
Minn STATION Ai Nagoya	敷金 運営設備	6,383	—	4,475	—	11,636	22,495	1 (19)
その他	その他	1,605	—	—	2,000 (87)	149,907	151,512	—

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーおよび契約社員を含み、人材会社からの派遣社員を含まない。)は最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

3. 本社及び建物の一部は賃借しており、その年間賃借料は742,981千円であります。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2026年2月28日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,183,200
計	12,183,200

- (注) 1. 当社は、2025年12月11日開催の取締役会決議により、2026年1月4日付でA種優先株式5,000株、B種優先株式2,972株、C種優先株式5,701株、D種優先株式6,785株を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に普通株式5,000株、B種優先株主に普通株式2,972株、C種優先株主に普通株式5,701株、D種優先株主に普通株式6,785株を交付しております。また、同日付で取得したA種優先株式5,000株、B種優先株式2,972株、C種優先株式5,701株、D種優先株式6,785株の全てを消却しております。
2. 当社は、2025年12月11日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
3. 2026年1月5日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、及びD種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数は12,103,200株増加し12,183,200株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,045,800	非上場	(注) 1、2
計	3,045,800	—	—

- (注) 1. 当社は、2025年12月11日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
2. 当社は、2026年1月5日開催の臨時株主総会決議により同日付で定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 当社は、2025年12月11日開催の取締役会決議により、2026年1月4日付でA種優先株式5,000株、B種優先株式2,972株、C種優先株式5,701株、D種優先株式6,785株を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に普通株式5,000株、B種優先株主に普通株式2,972株、C種優先株主に普通株式5,701株、D種優先株主に普通株式6,785株を交付しております。また、同日付で取得したA種優先株式5,000株、B種優先株式2,972株、C種優先株式5,701株、D種優先株式6,785株の全てを消却しております。なお、当社は2026年1月5日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。
当該制度の内容は、次のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	2018年3月22日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	取締役 1 従業員 1
新株予約権の数(個) ※	230
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式230 [23,000] (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	35,000 [350] (注)1、3
新株予約権の行使期間 ※	2020年3月23日～2028年3月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 35,000 [350] 資本組入額 17,500 [175]
新株予約権の行使の条件 ※	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 2025年12月11日開催の取締役会決議により、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、または株式無償割当を行う場合、当社が必要と認める株式数の調整を行うことが出来る。

3. 本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、かかる計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」)は、発行会社及びその子会社の取締役又は従業員の地位を有しなくなった場合には、それ以降、本新株予約権を一切行使できないものとする。
- (2) 本新株予約権者に、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があったときは、本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。

- (3) 本新株予約権の行使についてその他の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。

6. 本新株予約権の取得事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時または実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間に成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- (a) 本新株予約権者が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の決定を受けた場合。
- (b) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (c) 本新株予約権者が、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」の規定に違反した場合。

7. 組織再編行為の際の本新株予約権の扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由および条件
上記(注)6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第4回新株予約権

決議年月日	2021年3月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 従業員 1
新株予約権の数(個) ※	425
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式425 [42,500] (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	73,000 [730] (注)1、3
※新株予約権の行使期間 ※	2023年3月26日～2031年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 73,000 [730] 資本組入額 36,500 [365]
新株予約権の行使の条件 ※	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 2025年12月11日開催の取締役会決議により、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、または株式無償割当を行う場合、当社が必要と認める株式数の調整を行うことが出来る。

3. 本新株予約権の割当日後、当社グループが株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、かかる計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」)は、発行会社及びその子会社の取締役又は従業員の地位を有しなくなった場合には、それ以降、本新株予約権を一切行使できないものとする。

(2) 本新株予約権者に、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があったときは、本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。

(3) 本新株予約権の行使についてその他の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。

6. 本新株予約権の取得事由および条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時または実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各所有者と当該第三者との間に成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (a) 本新株予約権者が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の決定を受けた場合。
 - (b) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
 - (c) 本新株予約権者が、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」の規定に違反した場合。

7. 組織再編行為の際の本新株予約権の扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由および条件
上記(注)6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第5回新株予約権

決議年月日	2022年12月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 子会社取締役 1 監査役 2 外部協力者 3
新株予約権の数(個) ※	1,145
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式1,145 [114,500] (注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	73,000 [730] (注)2、4
新株予約権の行使期間 ※	2023年1月1日～2032年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 73,173 [731.73] 資本組入額 36,587 [365.865]
新株予約権の行使の条件 ※	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき173円で有償発行しております。
2. 2025年12月11日開催の取締役会決議により、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。なお、当社グループが株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、または株式無償割当を行う場合、当社が必要と認める株式数の調整を行うことが出来る。

4. 本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、かかる計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」)は、発行会社及びその子会社の取締役、従業員又は社外協力者(業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、発行会社の取締役会決議により発行会社及びその子会社の社外協力者であると定める者)の地位を有しなくなった場合(社外協力者については、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等に関する契約関係が終了した場合)には、それ以降、本新株予約権を一切行使できないものとする。
- (2) 本新株予約権者は、2022年12月期乃至2026年12月期の5事業年度のいずれかにおいて、損益計算書に記載された売上が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割当てを受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数(1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て)を限度とし

て、本新株予約権を行使することができる。

- (a) 当社の売上高が40億円超の場合:100%
- (b) 当社の売上高が20億円超の場合:50%

なお、当該売上高の判定に際しては、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- (3) 本新株予約権者は、割当日から5年を経過する日までの間に、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由が発生日以降は、本新株予約権者に発行された残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 1株あたり73,000円(当社の普通株式について株式分割または株式併合が行われる場合には、その比率に応じて修正されるものとする。以下、本項における金額の記載について同じ。)を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合(ただし、払込金額が、会社法第199条第3項、同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)
 - (b) 1株あたり73,000円を下回る価格を行使価格とする当社の新株予約権その他当社の普通株式1株の交付を受けるのと引換えに払い込む金額が1株あたり73,000円を下回る価格の証券の発行が行われた場合(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)
 - (c) 1株あたり73,000円下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
 - (d) 新株予約権の目的である当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、73,000円を下回る価格となったとき
- (4) 本新株予約権者に、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があったときは、本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 本新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。

7. 本新株予約権の取得事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時または実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間に成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)5により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (a) 本新株予約権者が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の決定を受けた場合。
 - (b) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
 - (c) 本新株予約権者が、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」の規定に違反した場合。

8. 組織再編行為の際の本新株予約権の扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記本新株予約権の行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由および条件
上記(注)6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第6回新株予約権

決議年月日	2023年2月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 従業員 14
新株予約権の数(個) ※	830
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式830 [83,000] (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	73,000 [730] (注)1、3
新株予約権の行使期間 ※	2025年3月1日～2033年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 73,000 [730] 資本組入額 36,500 [365]
新株予約権の行使の条件 ※	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 2025年12月11日開催の取締役会決議により、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、または株式無償割当を行う場合、当社が必要と認める株式数の調整を行うことが出来る。

3. 本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、かかる計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」)は、発行会社及びその子会社の取締役又は従業員の地位を有しなくなった場合には、それ以降、本新株予約権を一切行使できないものとする。
- (2) 本新株予約権者に、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があったときは、本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 本新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。

6. 本新株予約権の取得事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時または実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各所有者と当該第三者との間に成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (a) 本新株予約権者が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の決定を受けた場合。
 - (b) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
 - (c) 本新株予約権者が、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」の規定に違反した場合。

7. 組織再編行為の際の本新株予約権の扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由および条件
上記(注)6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第7回新株予約権

決議年月日	2024年11月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 子会社取締役 1 監査役 2 従業員 1
新株予約権の数(個) ※	80
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式80 [8,000] (注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	104,699 [1,047] (注)2、4
新株予約権の行使期間 ※	2024年11月8日～2034年11月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 106,600 [1,066.01] 資本組入額 53,300 [533.005]
新株予約権の行使の条件 ※	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)8

※ 当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1,901円で有償発行しております。

2. 2025年12月11日開催の取締役会決議により、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、または株式無償割当を行う場合、当社が必要と認める株式数の調整を行うことが出来る。

4. 本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、かかる計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」)は、2024年12月期乃至2027年12月期の4事業年度のいずれかにおいて、損益計算書に記載された売上高が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数(1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て)を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 当社の売上高が60億円超の場合：100%

(b) 当社の売上高が30億円超の場合：50%

なお、当該売上高の判定に際しては、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権者は、割当日から5年を経過する日までの間に、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由で発生日以降は、本新株予約権者に発行された残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
- (a) 1株あたり104,699円(当社の普通株式について株式分割または株式併合が行われる場合には、その比率に応じて修正されるものとする。以下、本項における金額の記載について同じ。)を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合(ただし、払込金額が、会社法第199条第3項、同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なる認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)
- (b) 1株あたり104,699円を下回る価格を行使価格とする当社の新株予約権その他当社の普通株式1株の交付を受けるのと引換えに払い込む金額が1株あたり104,699円を下回る価格の証券の発行が行われた場合(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)
- (c) 1株あたり104,699円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- (d) 新株予約権の目的である当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、104,699円を下回る価格となったとき
- (3) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本新株予約権者」)は、発行会社及びその子会社の取締役又は従業員としての地位を有しなくなった場合には、それ以降、本新株予約権を一切行使できないものとする。
- (4) 本新株予約権者に、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があったときは、本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 本新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。
7. 本新株予約権の取得事由および条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時または実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間に成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権者が権利行使をする前に、本要項第9項の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- (a) 本新株予約権者が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の決定を受けた場合。
- (b) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (c) 本新株予約権者が、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」の規定に違反した場合。
8. 組織再編行為の際の本新株予約権の扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 上記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)5に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由および条件
上記(注)6に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第8回新株予約権

決議年月日	2024年11月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 従業員 7
新株予約権の数(個) ※	1,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式1,500 [150,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	104,699 [1,047] (注) 1. 2
新株予約権の行使期間 ※	2026年11月7日～2034年11月6日(注) 1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 104,699 [1,047] 資本組入額 52,349 [524]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 7

※ 当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 2025年12月11日開催の取締役会決議により、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、または株式無償割当を行う場合、当社が必要と認める株式数の調整を行うことが出来る。

3. 本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、かかる計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」)は、発行会社及びその子会社の取締役又は従業員の地位を有しなくなった場合には、それ以降、本新株予約権を一切行使できないものとする。

(2) 本新株予約権者に、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があったときは、本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。

(3) 本新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。

6. 本新株予約権の取得事由および条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時または実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各所有者と当該第三者との間に成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (a) 本新株予約権者が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の決定を受けた場合。
 - (b) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
 - (c) 本新株予約権者が、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」の規定に違反した場合。

7. 組織再編行為の際の本新株予約権の扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由および条件
上記(注)6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第9回新株予約権

決議年月日	2025年1月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 7
新株予約権の数(個) ※	320
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式320 [32,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	104,699 [1,047] (注) 1. 2
新株予約権の行使期間 ※	2027年1月10日～2035年1月9日(注) 1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 104,699 [1,047] 資本組入額 52,349 [524]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 7

※ 当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 2025年12月11日開催の取締役会決議により、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、または株式無償割当を行う場合、当社が必要と認める株式数の調整を行うことが出来る。

3. 本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、かかる計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」)は、発行会社及びその子会社の取締役又は従業員の地位を有しなくなった場合には、それ以降、本新株予約権を一切行使できないものとする。
- (2) 本新株予約権者に、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があったときは、本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 本新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。

6. 本新株予約権の取得事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時または実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各所有者と当該第三者との間に成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (a) 本新株予約権者が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の決定を受けた場合。
 - (b) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
 - (c) 本新株予約権者が、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」の規定に違反した場合。

7. 組織再編行為の際の本新株予約権の扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由および条件
上記(注)6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年3月25日 (注) 1	D種優先株式 357	普通株式 10,000 A種優先株式 5,000 B種優先株式 2,972 C種優先株式 5,701 D種優先株式 6,785	24,990	124,990	24,990	2,142,130
2021年8月17日 (注) 2	—	普通株式 10,000 A種優先株式 5,000 B種優先株式 2,972 C種優先株式 5,701 D種優先株式 6,785	△24,990	100,000	24,990	2,167,120
2022年3月24日 (注) 3	—	普通株式 10,000 A種優先株式 5,000 B種優先株式 2,972 C種優先株式 5,701 D種優先株式 6,785	—	100,000	△1,798,694	368,426
2026年1月4日 (注) 4	普通株式 20,458 A種優先株式 △5,000 B種優先株式 △2,972 C種優先株式 △5,701 D種優先株式 △6,785	普通株式 30,458	—	100,000	—	368,426
2026年1月6日 (注) 5	普通株式 3,015,342	普通株式 3,045,800	—	100,000	—	368,426

- (注) 1. 有償第三者割当 357株
発行価格 140,000円
資本組入額 70,000円
主な割当先 JR東日本スタートアップ株式会社
2. 会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少し、その全額を資本準備金に振り替えたものであります。(減資割合20.0%)
3. 会社法第448条第1項の規定に基づき、欠損補填を目的として2022年3月24日付で資本準備金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、同法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の額を減少し、その全額を繰越利益剰余金に振り替えたものであります。
4. 2025年12月11日開催の取締役会において、発行済優先株式の全て(A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式)につき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年1月4日付で自己株式として当社が取得し、対価として各優先株主に対して各優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付で当社が取得した全ての優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は2026年1月5日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
5. 2025年12月11日開催の取締役会決議により、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,015,342株増加し、3,045,800株となっております。

(4) 【所有者別状況】

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	1	9	—	—	6	16	—
所有株式数(単元)	—	—	5,701	18,495	—	—	6,262	30,458	—
所有株式数の割合(%)	—	—	18.72	60.72	—	—	20.56	100.00	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,045,800	普通株式 30,458	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,045,800	—	—
総株主の議決権	—	30,458	—

(注) 2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「株式数」及び「議決権の数」は、当該株式分割後の「株式数」及び「議決権の数」を記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号によるA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年12月11日)での決議状況 (取得期間 2026年1月4日)(注)1. 2	A種優先株式 5,000 B種優先株式 2,972 C種優先株式 5,701 D種優先株式 6,785	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (2025年1月1日～2025年12月31日)	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 5,000 B種優先株式 2,972 C種優先株式 5,701 D種優先株式 6,785	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(注) 1. 当社は2025年12月11日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月6日を効力発生日として、当社の普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、上記「株式数」は、当該株式分割前の「株式数」を記載しております。

2. 2025年12月11日開催の取締役会において、発行済優先株式の全て(A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式)につき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年1月4日付で自己株式として当社が取得し、対価として各優先株主に対して各優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付で当社が取得した全ての優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は2026年1月5日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 5,000 B種優先株式 2,972 C種優先株式 5,701 D種優先株式 6,785	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

- (注) 1. 当社は2025年12月11日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月6日を効力発生日として、当社の普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、上記「株式数」は、当該株式分割前の「株式数」を記載しております。
2. 2025年12月11日開催の取締役会決議において、会社法第178条に基づきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、2026年1月4日付で消却しております。

3 【配当政策】

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を目指し、株主利益を最大化するとともに、経営環境の変化に即応した意思決定ができる組織体制を永続的に運用することであります。

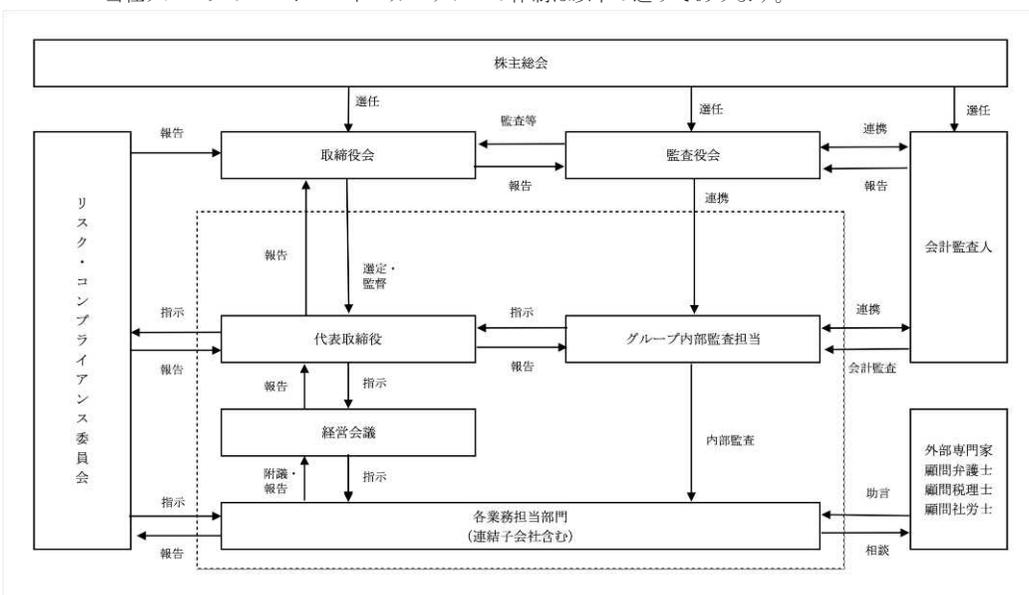
具体的には、社外取締役を選任し、客観的視点からの意見を積極的に受け入れ、経営に対するチェック機能を高めております。また、取締役及び監査役がそれぞれ独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすこと、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるため、内部統制システム及び管理部門の強化を推進することにより、徹底したコンプライアンス重視の意識の強化とその定着を全社的に推進してまいります。

2 企業統治の体制と概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社グループは、会社の機関として、取締役会、監査役会及び会計監査人を設け、経営の意思決定及び業務執行の監督・監査を行っております。

当社グループのコーポレート・ガバナンスの体制は以下の通りであります。



b. 取締役会

取締役会は、代表取締役CEO 館林真一を議長とし、取締役CBO 丸野卓也、取締役CFO 安養寺鉄彦、社外取締役 原田静織の4名で構成されております。

取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。なお、経営に対する牽制機能を果たすべく、監査役3名が取締役会に出席しております。

c. 監査役会

当社の監査役会は、常勤の松尾繁樹が議長を務め、非常勤の佐々木翔平、関口健一の監査役3名で構成されております。松尾繁樹は公認会計士であります。佐々木翔平、関口健一は社外監査役であります。監査役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。

監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

d. 内部監査室

当社の内部監査室は、代表取締役社長直轄で運営しており、必要に応じて社長から命ぜられた他の部署の者が補助できることとしております。「内部監査規程」に基づく各業務執行部門に対する監査を実施計画に基づいて定期的に行っております。

e. 経営会議

経営会議は、代表取締役CEO 館林真一を議長とし、常勤取締役及びその他議長が必要と認めた者で構成されております。オブザーバーとして常勤監査役も経営会議に出席し、経営会議での協議・決定に関する監査を行っております。経営会議は、原則として月1回開催されるほか、必要に応じて臨時開催することとしており、経営に関する重要事項の立案、調査、検討及び実施結果の把握等を行うことを目的としております。

f. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスク・コンプライアンス規程に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役CEO 館林真一を委員長とし、常勤役員及び委員長の指名する者で構成され、リスクマネジメントの全社的推進とリスクマネジメントに必要な情報の共有化、コンプライアンスに関する事項の協議を行い法令等の遵守の状況について情報共有を図ることを目的としております。リスク・コンプライアンス委員会は四半期に1度定期的で開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

g. 会計監査人

当社は、ESネクスト有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

3 内部統制システムの整備状況

当社グループは、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2024年5月16日開催の取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議しております。なお、「内部統制システム構築に関する基本方針」の概要は次のとおりであります。

a. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 法令、倫理、社会規範の遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、企業倫理及びコンプライアンスの意識の醸成と浸透を図る。
- ii. 監査役会を設置し、取締役の職務執行の監督機能の充実を図り、経営の健全性と透明性の維持並びに一層の向上を図る。
- iii. 内部監査室は、法令及び定款等の遵守状況及び業務の効率性について監査し、代表取締役にその結果を報告する。
- iv. 不祥事件等の発生について、社内の報告、調査制度を整備し、それらの事件への対処、是正、届出、再発防止等必要な措置を適切に行う。
- v. 「反社会的勢力排除に関する規程」を定めて「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」旨明記し、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等外部関係機関と連携を図り、毅然としてこれに対応する。
- vi. 違法行為等の発生について、それらを未然に防止し又は早期に発見するため、内部通報制度を設置する。また、内部通報を行った者に対して、通報を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁止する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i. 株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、稟議書、各種契約書、その他の職務の執行に関わる重要な文書(電磁的な記録を含む。以下同様とする。)は、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適正に作成、保存、管理(廃棄を含む。)する。
- ii. 情報の管理については、情報システム管理規程に基づき、その継続的な改善を図るものとする。

- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i. 「リスク・コンプライアンス規程」に必要な条項を定め、リスク管理体制を構築・整備・運用する。
 - ii. 内部監査室は、各部署のリスク管理の状況が適切であるかを随時モニタリング及びレビューし、その結果を代表取締役へ報告する。
 - iii. 事業の重大な障害、事件、事故、及び災害等が発生した場合は、代表取締役を長とする対策本部を設置し、情報収集、対応策の検討・決定及び実施等により、事態の早期解決を図る。
 - iv. リスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i. 取締役の担当業務及び職務権限を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保し、チェック機能の強化と業務執行の効率化を図る。
 - ii. 取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行い、主要指標については、進捗管理を行う。
 - iii. 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- e. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i. 子会社の業務管理のため、「関係会社管理規程」を制定するとともに統括的に管理を行う取締役を任命し、職務の執行にかかわる重要な事項の報告を義務付ける等、厳正な指導、監督を行う。
 - ii. 子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行う。
 - iii. 子会社の損失のリスク等については、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、リスク管理を行う。
 - iv. 監査役ならびに内部監査室は、子会社等の重要な業務運営について、法令および定款に適合しているか、監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告する。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役会事務局を設置し、監査役の業務を補助する。
- g. 使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - i. 使用人(以下、補助使用人)は、監査役が指示をした補助業務については、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
 - ii. 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。
- h. 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - i. 監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に基づき、監査役に同行して、代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換の場に参加する。
 - ii. 取締役及びその他の使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、随時、株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、稟議書、各種契約書、その他の職務の執行に関わる重要な文書を閲覧させるようにする。
- i. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
監査役会の職務の効果的な遂行のため、取締役及び使用人は、以下の事項が発生した場合、速やかに監査役及び監査役会に報告する。
 - ・当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生したとき
 - ・取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見したとき
 - ・その他当社の信用を毀損するおそれのある事実を発見したとき
 - ・上記に準じ、当社の事業運営上重要な影響を及ぼす事実を発見したとき
- j. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
報告(内部通報を含む)を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
- k. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他のその職務の執行について生ずる費用又は債務の負担の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用又は債務が、監査役がその職務の執行について生じたものでないことを証明できる場

合を除き、速やかにこれを支払う。

1. 監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i. 監査役は、社内の重要課題を把握し、必要に応じ意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- ii. 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査等の監査役が活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- iii. 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

m. 反社会的勢力排除に向けた体制

- i. 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ることを、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除に関する規程」に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
- ii. 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

4 リスク管理体制の整備状況

既述の「内部統制システム構築に関する基本方針」に記載された「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を整備しております。

5 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

6 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社グループは、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。被保険者がその職務執行に起因して損害賠償請求がなされた場合、当該保険契約によりかかる損害につき補填することとしておりますが、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反に起因するもの等については補填の対象としないこととしております。

7 取締役の定数

当社は、取締役の定数は3名以上とする旨を定款に定めております。

8 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、その選任決議は累積投票によらないものとする旨も定款に定めております。

9 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(自己株式の取得)

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(取締役及び監査役の実任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がない時に限られます。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的としております。

(剰余金の配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を図る目的から、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨及び中間配当の基準日を毎年6月末日とする旨を定款に定めております。

10 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

11 取締役会の活動状況

当社は、最近事業年度において取締役会を25回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	備考(出席率)
館林 真一	25回	25回	100%
丸野 卓也	25回	25回	100%
安養寺 鉄彦	21回	21回	100%
原田 静織	25回	25回	100%

(注) 1. 安養寺鉄彦は2025年3月27日をもって取締役に就任しており、同日以降の開催回数を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容は、会社の経営戦略、事業計画、重要な投資、重要な組織及び人事、コーポレート・ガバナンスに関する事項であります。

(2) 【役員状況】

① 役員一覧

男性 6名 女性 1名(役員のうち女性の比率 14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	舘林 真一	1989年5月15日生	2012年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 シンガポール支社入社 2013年5月 トリップアドバイザー株式会社 シンガポール支社入社 2014年9月 当社設立 代表取締役CEO就任(現任) 2019年4月 SQUEEZE ASIA CO., LTD. 設立 代表取締役就任 2023年12月 株式会社GM設立 代表取締役就任(現任) 2025年1月 株式会社SQUEEZE商事設立 代表取締役就任(現任) 株式会社SQUEEZE Halo設立 代表取締役就任(現任) 2025年10月 SQUEEZE ASIA CO., LTD. 取締役(現任) SQUEEZE Global Crew Co., Ltd. 取締役(現任) 2026年2月 司貴吉智慧旅宿股份有限公司設立 代表取締役就任(現任) 株式会社 SQUEEZE Next Partners設立 代表取締役就任(現任)	(注) 3	1,000,000 (注) 5
取締役CBO	丸野 卓也	1974年4月25日生	1998年4月 株式会社タナベ経営入社 2002年10月 株式会社アイジヤスト入社 2009年4月 株式会社リンクアンドモチベーション入社 2011年7月 株式会社ボケラボ入社 2018年2月 グリー株式会社入社 2020年10月 当社入社 2021年4月 SQUEEZE ASIA CO., LTD. 取締役 2022年4月 当社取締役CBO就任(現任) 2025年10月 SQUEEZE ASIA CO., LTD. 代表取締役(現任) 株式会社SQUEEZE Halo取締役(現任) SQUEEZE Global Crew Co., Ltd. 取締役(現任)	(注) 3	3,500
取締役CFO	安養寺 鉄彦	1983年5月4日生	2006年4月 株式会社アンビシャス入社 2012年6月 株式会社ボケラボ入社 2018年1月 グリー株式会社入社 2020年4月 ContractS株式会社入社 2022年7月 同社代表取締役就任 2024年9月 当社入社 執行役員就任 2025年1月 当社執行役員CFO就任 2025年3月 当社取締役CFO就任(現任) 2025年8月 SQUEEZE ASIA CO., LTD. 取締役(現任) 2025年10月 SQUEEZE Global Crew Co., Ltd. 取締役(現任)	(注) 3	—
取締役	原田 静織	1974年6月21日生	2001年4月 ソフトバンクコマース株式会社(現ソフトバンク株式会社)入社 2003年9月 デル株式会社入社ビジネスデベロップメントマネージャー 2006年2月 トレンドマイクロ株式会社入社グローバルマーケティングディレクター 2013年9月 トリップアドバイザー株式会社代表取締役 2015年7月 株式会社ランドリーム設立、代表取締役(現任) 2016年7月 WILLER株式会社取締役 2017年3月 株式会社ビジョン取締役(現任) 2018年6月 スマートキャンパ株式会社取締役 2019年12月 上海捷趣文化傳媒有限公司法定代表人 2020年7月 TOUCH GROUP株式会社代表取締役(現任) 2022年2月 TWH株式会社取締役(現任) 2024年3月 当社監査役就任 2024年12月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	松尾 繁樹	1985年3月19日生	2007年4月 2012年4月 2013年1月 2016年1月 2019年4月 2022年3月 2023年6月 2024年4月	太陽ASG監査法人(現太陽有限責任監査法人)入社 宮坂浩基税理士事務所 入社 松尾繁樹公認会計士・税理士事務所 開業代表(現任) 株式会社エムツーエム代表取締役就任(現任) 当社会計参与就任 当社監査役就任 株式会社VIVIT社外取締役就任 株式会社ENERU監査役就任(現任) ライセンスド株式会社監査役就任 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	5,000
監査役	佐々木 翔平	1984年9月10日生	2007年4月 2007年7月 2008年12月 2011年4月 2011年11月 2012年11月 2018年1月 2018年6月 2018年9月 2021年1月 2021年6月 2021年7月 2021年12月 2023年4月 2023年7月 2023年11月 2024年4月 2024年8月 2025年5月	株式会社アエリア 入社 株式会社クレゾー 代表取締役 就任 株式会社アエリアエステート設立 代表取締役 就任 株式会社アクワイア 入社 株式会社クラウドワークス設立 入社 同社取締役就任 株式会社ビズアシ 監査役 就任 株式会社graviee 監査役 就任 株式会社プレーンパートナー 監査役 就任 FISM株式会社 取締役 就任 LeapMind株式会社 取締役 就任 株式会社XAI 社外監査役 就任 株式会社Pathee 社外監査役 就任 株式会社ZEALS 社外監査役 就任(現任) 株式会社インフルエンシス・プロトコル 取締役 就任 株式会社ISSUE 社外取締役 就任(現任) 有限会社カイカイキキ COO就任(現任) 株式会社yutori 社外取締役就任(現任) 株式会社コノセル社外監査役就任 当社社外監査役就任(現任) ジオフラ株式会社監査役就任(現任)	(注)4	—
監査役	関口 健一	1981年5月11日生	2005年10月 2007年5月 2010年5月 2010年9月 2011年9月 2015年1月 2019年1月 2024年1月 2024年12月	牛島総合法律事務所入所 森・濱田松本法律事務所入所 コロンビア大学ロースクール修了(LL.M) Hengeler Mueller法律事務所にて執務 Amarchand & Mangaldas & Suresh A. Shroff & Co法律事務所にて執務 森・濱田松本法律事務所パートナー就任(現任) 環太平洋法律家協会(IPBA) Cross Border Investment Committee Vice Chair 国際法曹協会(IBA)Corporate and M&A Law Committee 役員(現任) 当社社外監査役就任(現任)	(注)4	—
計						1,008,500

- (注) 1. 原田静織は社外取締役であります。
2. 佐々木翔平、関口健一は、社外監査役であります。
3. 任期は、2026年1月5日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものにかかる定時株主総会終結の時までであります。
4. 任期は、2026年1月5日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものにかかる定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役CEO 館林真一の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社GMが所有する株式数を含んでおります。
6. 当社では、業務執行機能を高め経営の迅速化及び効率化を図り、組織運営の活性化を推進するため、執行役員制度を導入しております。執行役員は下記の4名であります。

職名	氏名
執行役員CTOクラウド運営ソリューション事業本部副本部長	新井 正貴
執行役員CMOクラウド運営ソリューション事業本部副本部長	渡部 謙太郎
執行役員事業開発部長	中川 智博
執行役員クラウド運営ソリューション事業本部副本部長	中田 聡喜

7. 2025年12月11日開催の取締役会決議により、2026年1月6日付で普通株式1株につき、普通株式100株の割合で株式分割を行っております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

当社では社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、その選任に際しましては、経歴や当社グループとの関係を踏まえ会社法の社外取締役及び社外監査役の要件、及び株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にして、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を社外役員に選任しております。

社外取締役の原田静織は、上場企業経営の豊富な経験・実績・見識を有しており、これまでの経験に基づき、当社取締役会において的確な提言・助言を頂けるものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏が代表を務めるTOUCH GROUP株式会社と当社との間にプロモーションに係る取引がありますが、取引金額は当社グループの規模に比較して僅少であり、かつ、代替可能な取引先の検討を進めており、今後の取引金額については段階的に縮小・適正化していく方針であることから社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。また、同氏は当社新株予約権を2,000株相当を保有しております。これら以外に同氏及び同氏の兼任先と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の佐々木翔平は、複数の企業で取締役や監査役を務めており、経営全般の監視、助言及び内部統制についての知識と実務経験を有していることから、監査役として適任であると考え社外監査役として選任しております。なお、同氏は当社新株予約権を4,000株相当を保有しております。それ以外に同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別な利害関係はありません。

社外監査役の関口健一は、弁護士資格を保有し、弁護士としての知識と企業法務を通じての国際経験を有していることから、監査役として適任であると考え社外監査役として選任しております。なお、同氏は当社新株予約権を2,000株相当を保有しております。それ以外に同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別な利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、前述のとおり毎月開催の取締役会に出席し、経営の監督を行っております。加えて、社外取締役と社外監査役は、取締役会に出席し、随時意見交換を行っております。

内部監査室は監査役会と連携を図りながら、各部門に対して内部統制全般に係る整備・運用状況の評価を実施し、代表取締役社長にその結果を報告しております。

監査役は、取締役会又は監査役会を通じて内部監査担当者及び会計監査人との連携状況や監査結果について報告を受けるとともに、必要に応じて、会計監査人、内部監査担当者及び内部統制部門と相互連携を図り情報交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役会監査の状況

当社では、常勤監査役1名、非常勤監査役2名により監査役相互で連携することで効果的な監査を実施しております。監査役監査は、監査実施の基本目的並びに重点監査項目を設定し、年間の監査スケジュールに沿って監査手続(重要会議への出席など日常監査、内部統制システムの構築・運用状況に関する監査、決算実施に関する監査など)を行います。監査役会においては、主に、監査計画及び監査方針の策定、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、重要会議への出席及び重要書類の閲覧に基づく監査上の重要事項等について協議・検討を行っています。

常勤監査役は内部監査人及び会計監査人との定期的な情報交換会を実施し、非常勤監査役と監査役会においてその共有化や意見交換を行い、実効性のある三様監査を目指しております。

また、常勤監査役である松尾繁樹氏は、公認会計士及び税理士として財務・会計・税務に関する専門的な知識・経験を有しております。

監査役会は、毎月1回の定時の開催に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、定期的な情報共有を行っています。最近事業年度における、監査役会の開催状況(12回開催)及び個々の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
松尾 繁樹	12回	12回(100.0%)
佐々木 翔平	12回	12回(100.0%)
関口 健一	12回	12回(100.0%)

監査役会における主な検討事項として、監査の方針及び監査計画の策定、監査報告書の作成、監査実施状況、監査結果の検討、内部統制システムの評価、内部監査の実効性等、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っており、監査役間の情報共有を行うとともに、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

また、常勤の監査役の活動として、監査役会において決定した監査役監査計画に基づき、取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議の出席、重要な文書の閲覧、子会社を含む事業拠点への視察・往査や取締役等へのヒアリング等を通じて、取締役の職務執行の適法性を中心に監査し、必要に応じて意見表明するとともに監査役会で報告しております。

② 内部監査の状況

当社は、内部監査室長1名、内部監査担当者1名及び外部委託先により内部監査を実施しております。内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令、定款及び会社の諸規程に準拠して正確に処理され、経営目的達成のために合理的かつ効果的に運営されているか確認しております。監査終了後には内部監査結果を取締役会への直接報告は行っていないものの、代表取締役及びその他全取締役に個別に報告するとともに、被監査部門に対しては改善を要する事項がある場合には改善を求めます。その後には、改善状況を報告させるとともにフォローアップ監査を実施して、改善策の運用状況も確認しています。なお、自己監査とならないように、内部監査担当者は、自己の所属部門以外について内部監査を実施しております。また、内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人と定期的に意見交換を実施することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

当社は、ESネクスト有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 鈴木 敦馬

業務執行社員 梅津 一哲

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他11名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人が会社法第340条第1項各号のいずれにも該当しないこと及び監査法人の独立性、監査実績、監査報酬、職務執行状況を総合的に勘案し、監査法人を選定しております。監査役会はこれらの選定要件に準じて、監査法人の候補を検討し、株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容を決定しております。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対する評価を行っており、同法人による会計監査は、適正に行われていることを確認しております。当社監査役会において、日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等に照らして、品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,500	—	27,500	—
連結子会社	—	—	—	—
計	18,500	—	27,500	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるSQUEEZE ASIA CO., LTD.は、Ernst & Youngに対して、12千米ドルの監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、過年度の監査実績、当社グループの事業規模及び業務の特性等をもとに、監査公認会計士等より提示された監査計画、監査体制、監査時間等を総合的に検討の上、監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査実績及び当期の報酬見積りの算出根拠の相当性について検証を行った結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、同意しました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬等につきましては、役職並びに取締役の経験・経営上の重要性を基に、株主総会で決議された総額の範囲内において、社外取締役並びに監査役へ諮問の上、取締役会にて個別報酬額を決定しております。なお、その算定方法等は、当社グループの業績及び本人の貢献度を鑑みて決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、2025年3月27日開催の定時株主総会において年額6,000万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。同決議時の当該定めに係る取締役は4名、本書提出日現在においては4名となっております。

監査役の報酬等につきましては、監査役の経験・経営上の重要性を基に、株主総会で決議された総額の範囲内において、監査役会にて個別報酬額を決定しております。報酬限度額は、2025年3月27日開催の定時株主総会において年額1,500万円以内と決議されております。同決議時の当該定めに係る監査役は3名、本書提出日現在においては3名となっております。

なお、当社の役員の報酬は全て固定報酬である基本報酬のみであり、業績連動報酬は導入しておりません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	41,340	41,340	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	5,580	5,580	—	—	1
社外役員	7,200	7,200	—	—	3

③ 役員ごとの役員報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、中長期的な取引関係の構築・維持・強化、業務提携等に基づく協業を行うことを目的とし、株式を保有する場合があります。保有する株式については、その保有目的並びに経済合理性を精査し、取締役会において保有の適否を検証しております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	5,000

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)及び当連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)及び当事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適正に把握し、会計基準等の変更等についても的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人との連携や各種団体が主催する研修会等へ積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,665,104	2,586,953
売掛金	91,643	456,341
契約資産	—	4,805
未収入金	701,711	561,517
商品	—	12,501
仕掛品	1,017	6,483
その他	50,995	75,185
貸倒引当金	△747	△31
流動資産合計	2,509,725	3,703,757
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	11,529	17,119
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	3,024	7,290
土地	2,000	2,000
有形固定資産合計	*1 16,554	*1 26,410
無形固定資産		
ソフトウェア仮勘定	4,570	—
無形固定資産合計	4,570	—
投資その他の資産		
投資有価証券	—	114,592
関係会社株式	—	*2 16,927
繰延税金資産	147,015	243,937
その他	137,305	264,182
貸倒引当金	△48,671	△67,712
投資その他の資産合計	235,650	571,926
固定資産合計	256,774	598,336
資産合計	2,766,499	4,302,093

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	—	27,744
1年内返済予定の長期借入金	123,136	260,986
未払金	595,620	883,597
未払費用	172,877	241,515
未払法人税等	9,473	7,383
未払消費税等	88,973	131,520
契約負債	6,834	14,560
その他	13,651	28,860
流動負債合計	1,010,567	1,596,167
固定負債		
長期借入金	893,273	1,224,067
その他	—	1,611
固定負債合計	893,273	1,225,678
負債合計	1,903,840	2,821,846
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	368,426	368,426
利益剰余金	393,905	1,010,948
株主資本合計	862,332	1,479,374
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△82	464
その他の包括利益累計額合計	△82	464
新株予約権	408	408
純資産合計	862,659	1,480,247
負債純資産合計	2,766,499	4,302,093

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	※1 3,068,254	※1 5,367,866
売上原価	1,968,307	3,113,666
売上総利益	1,099,947	2,254,200
販売費及び一般管理費	※2,※3 859,360	※2,※3 1,742,622
営業利益	240,586	511,577
営業外収益		
受取利息	893	37,370
持分法による投資利益	—	227
為替差益	—	7,368
補助金収入	15,000	—
違約金収入	2,808	—
その他	354	1,370
営業外収益合計	19,056	46,336
営業外費用		
支払利息	4,803	10,357
為替差損	2,138	—
貸倒引当金繰入額	39,557	18,672
上場関連費用	—	2,000
その他	198	21
営業外費用合計	46,697	31,051
経常利益	212,944	526,862
税金等調整前当期純利益	212,944	526,862
法人税、住民税及び事業税	7,920	6,741
法人税等調整額	△86,484	△96,921
法人税等合計	△78,563	△90,180
当期純利益	291,508	617,042
親会社株主に帰属する当期純利益	291,508	617,042

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	291,508	617,042
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△694	546
その他の包括利益合計	※ △694	※ 546
包括利益	290,813	617,588
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	290,813	617,588

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	368,426	102,397	570,823
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			291,508	291,508
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	291,508	291,508
当期末残高	100,000	368,426	393,905	862,332

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	612	612	218	571,655
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益				291,508
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△694	△694	190	△504
当期変動額合計	△694	△694	190	291,003
当期末残高	△82	△82	408	862,659

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	368,426	393,905	862,332
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			617,042	617,042
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	617,042	617,042
当期末残高	100,000	368,426	1,010,948	1,479,374

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△82	△82	408	862,659
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益				617,042
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	546	546	—	546
当期変動額合計	546	546	—	617,588
当期末残高	464	464	408	1,480,247

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	212,944	526,862
減価償却費	3,323	8,760
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	39,691	17,956
受取利息	△893	△37,370
補助金収入	△15,000	—
支払利息	4,803	10,357
持分法による投資損益(△は益)	—	△227
為替差損益 (△は益)	△772	△9,879
売上債権の増減額 (△は増加)	1,669	△365,405
契約資産の増減額 (△は増加)	8,308	△4,805
未収入金の増減額 (△は増加)	△308,450	137,662
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,017	△17,967
仕入債務の増減額(△は減少)	—	27,744
未払金の増減額 (△は減少)	187,116	284,079
未払費用の増減額 (△は減少)	74,099	69,083
契約負債の増減額 (△は減少)	6,809	7,725
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△12,265	42,139
その他	△67,054	△23,761
小計	133,314	672,953
利息の受取額	165	34,350
利息の支払額	△4,986	△10,570
補助金の受取額	15,000	—
法人税等の支払額	△2,759	△8,594
営業活動によるキャッシュ・フロー	140,734	688,138
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△9,622	△7,854
無形固定資産の取得による支出	△4,188	△1,542
投資有価証券の取得による支出	—	△111,599
関係会社株式の取得による支出	—	△16,700
敷金及び保証金の差入による支出	△12,250	△108,544
敷金及び保証金の回収による収入	9,373	—
定期預金の預入による支出	△633,800	△655,861
定期預金の払戻による収入	—	623,680
投資活動によるキャッシュ・フロー	△650,487	△278,421
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	800,000	600,000
長期借入金の返済による支出	△74,691	△131,356
新株予約権の発行による収入	190	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	725,499	468,644
現金及び現金同等物に係る換算差額	526	17,654
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	216,273	896,015
現金及び現金同等物の期首残高	816,111	1,032,384
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,032,384	※ 1,928,399

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

SQUEEZE ASIA CO., LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	10～18年
----	--------

車両運搬具	2年
-------	----

工具、器具及び備品	4～15年
-----------	-------

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① ホテル支援ソリューション売上

ホテル支援ソリューション売上においては、ホテル運営、ホテル運営受託及びホテル運営関連DXソリューション等の提供を行っております。

ホテル運営においては、顧客であるホテル利用者に宿泊やその付帯サービスを提供する義務を負っており、当該サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

ホテル運営受託においては、顧客である委託者との契約に基づき受託したホテル運営業務を実施する義務を負っており、当該業務を実施することで履行義務が充足されると判断し、当該業務を実施した時点で収益を認識しております。

ホテル運営関連DXソリューション等の提供においては、主に、顧客である企業に一定の期間にわたりクラウド型宿泊管理システム「suitebook」を中心としたDXソリューション等を提供する義務を負っており、契約期間の経過につれて履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたって収益を認識しております。

② コンサルティング・開発支援売上

コンサルティング・開発支援売上においては、ホテルの企画や設計から運営全般に関するコンサルティング及びシステム導入やシステムのカスタマイズ・追加開発等の開発支援を行っております。

コンサルティングにおいては、顧客である委託者との契約に基づき、コンサルティング業務を実施する義務を負っており、開発支援においては、顧客との契約に基づきシステムの導入や開発の支援を行う義務を負っております。

これらについて、準委任に相当する契約においては、一定の期間にわたり契約における義務を履行することから、顧客が便益を享受することから、契約で定められたサービス提供期間を通じて充足した履行義務に応じた収益を認識しております。

また、請負に相当する契約においては、顧客の要望を満たした成果物を納品する義務を有していることから、その完了までの進捗に伴って、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合には、インプット法（原価比例法）による進捗度に応じて収益を認識することとしております。また、当該履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合には、原価回収基準を用いて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

SQUEEZE ASIA CO., LTD.

株式会社SQUEEZE商事

株式会社SQUEEZE Ha1o

SQUEEZE GLOBAL CREW CO., LTD.

当連結会計年度において、株式会社SQUEEZE商事、株式会社SQUEEZE Ha1o、SQUEEZE GLOBAL CREW CO., LTD.を新たに設立したため連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 1社

関連会社の名称

株式会社ホスピタリティテクノロジーズ

当連結会計年度より、株式会社ホスピタリティテクノロジーズを新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	10～20年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	4～15年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① ホテル支援ソリューション売上

ホテル支援ソリューション売上においては、ホテル運営、ホテル運営受託及びホテル運営関連DXソリューション等の提供を行っております。

ホテル運営においては、顧客であるホテル利用者に宿泊やその付帯サービスを提供する義務を負っており、当該サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

ホテル運営受託においては、顧客である委託者との契約に基づき受託したホテル運営業務を実施する義務を負っており、当該業務を実施することで履行義務が充足されると判断し、当該業務を実施した時点で収益を認識しております。

ホテル運営関連DXソリューション等の提供においては、主に、顧客である企業に一定の期間にわたりクラウド型宿泊管理システム「suitebook」を中心としたDXソリューション等を提供する義務を負っており、契約期間の経過につれて履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたって収益を認識しております。

② コンサルティング・開発支援売上

コンサルティング・開発支援売上においては、ホテルの企画や設計から運営全般に関するコンサルティング及びシステム導入やシステムのカスタマイズ・追加開発等の開発支援を行っております。

コンサルティングにおいては、顧客である委託者との契約に基づき、コンサルティング業務を実施する義務を負っており、開発支援においては、顧客との契約に基づきシステムの導入や開発の支援を行う義務を負っております。

これらについて、準委任に相当する契約においては、一定の期間にわたり契約における義務を履行することから、顧客が便益を享受することから、契約で定められたサービス提供期間を通じて充足した履行義務に応じた収益を認識しております。

また、請負に相当する契約においては、顧客の要望を満たした成果物を納品する義務を有していることから、その完了までの進捗に伴って、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合には、インプット法（原価比例法）による進捗度に応じて収益を認識することとしております。また、当該履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合には、原価回収基準を用いて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	147,015

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループでは、将来減算一時差異等について、将来の収益力に基づく課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。

②当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、市場成長率、客室平均単価及び稼働率であります。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である市場成長率、客室平均単価及び稼働率は、見積りの不確実性を伴い、将来の経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、当該仮定の変動に応じて課税所得の見積額が変動することにより、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2025年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	4,669千円	7,696千円

※2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
関係会社株式	一千円	16,927千円

- 3 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	180,000千円	180,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	180,000千円	180,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給料手当	126,020千円	193,122千円
地代家賃	121,783	746,933
外注費	112,598	157,523
研究開発費	227,270	230,791

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
	227,270千円	230,791千円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△694千円	546千円
その他の包括利益合計	△694千円	546千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	10,000	—	—	10,000
A種優先株式(株)	5,000	—	—	5,000
B種優先株式(株)	2,972	—	—	2,972
C種優先株式(株)	5,701	—	—	5,701
D種優先株式(株)	6,785	—	—	6,785
合計	30,458	—	—	30,458

2. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第3回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての第4回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての第5回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	218
	ストック・オプションとしての第6回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての第7回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	190
	ストック・オプションとしての第8回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	408

(注) 第6回新株予約権及び第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	10,000	—	—	10,000
A種優先株式(株)	5,000	—	—	5,000
B種優先株式(株)	2,972	—	—	2,972
C種優先株式(株)	5,701	—	—	5,701
D種優先株式(株)	6,785	—	—	6,785
合計	30,458	—	—	30,458

2. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第3回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての第4回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての第5回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	218
	ストック・オプションとしての第6回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての第7回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	190
	ストック・オプションとしての第8回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての第9回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	408

(注) 第8回新株予約権及び第9回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	1,665,104千円	2,586,953千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△632,720 "	△658,553 "
現金及び現金同等物	1,032,384千円	1,928,399千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内	21,600	222,350
1年超	10,800	2,688,839
合計	32,400	2,911,190

(注) 中途解約不能な不動産賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利の借入金については、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程等に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、変動金利による借入金については定期的に金利の動向を把握し、管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	1,016,409	1,034,004	17,595
負債計	1,016,409	1,034,004	17,595

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,665,104	—	—	—
売掛金	91,643	—	—	—
未収入金	701,711	—	—	—
合計	2,458,460	—	—	—

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	123,136	139,206	164,196	164,196	110,885	314,790
合計	123,136	139,206	164,196	164,196	110,885	314,790

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	1,034,004	—	1,034,004
負債計	—	1,034,004	—	1,034,004

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利の借入金については、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程等に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、変動金利による借入金については定期的に金利の動向を把握し、管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	1,485,053	1,472,100	△12,952
負債計	1,485,053	1,472,100	△12,952

(※) 市場価格のない株式等は、上表には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式等	114,592
関係会社株式	16,927

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,586,953	—	—	—
売掛金	456,341	—	—	—
未収入金	561,517	—	—	—
合計	3,604,812	—	—	—

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	260,986	284,196	284,196	230,885	164,000	260,790
合計	260,986	284,196	284,196	230,885	164,000	260,790

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	1,472,100	—	1,472,100
負債計	—	1,472,100	—	1,472,100

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

その他有価証券

非上場株式等(連結貸借対照表計上額 投資有価証券114,592千円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2018年3月22日	2021年3月25日	2022年12月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 従業員 1名	取締役 2名 従業員 1名	取締役 1名 子会社取締役 1名 監査役 2名 外部協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式23,000株	普通株式42,500株	普通株式126,500株
付与日	2018年3月23日	2021年3月26日	2022年12月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。		
権利行使期間	2020年3月23日～ 2028年3月22日	2023年3月26日～ 2031年3月25日	2023年1月1日～ 2032年12月31日

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2023年2月28日	2024年11月7日	2024年11月7日
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名 従業員 14名	取締役 1名 子会社取締役 1名 監査役 2名 従業員 1名	取締役 2名 従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式83,000株	普通株式10,000株	普通株式150,000株
付与日	2023年3月1日	2024年11月7日	2024年11月7日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。		
権利行使期間	2025年3月1日～ 2033年2月28日	2024年11月8日～ 2034年11月7日	2026年11月7日～ 2034年11月6日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2026年1月6日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	23,000	42,500	126,500
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	23,000	42,500	126,500
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	83,000	—	—
付与	—	10,000	150,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	83,000	10,000	150,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 2026年1月6日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格（円）	350	730	730
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格（円）	730	1,047	1,047
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

（注） 2026年1月6日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	95,912千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2018年3月22日	2021年3月25日	2022年12月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 従業員 1名	取締役 2名 従業員 1名	取締役 1名 子会社取締役 1名 監査役 2名 外部協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式23,000株	普通株式42,500株	普通株式126,500株
付与日	2018年3月23日	2021年3月26日	2022年12月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。		
権利行使期間	2020年3月23日～ 2028年3月22日	2023年3月26日～ 2031年3月25日	2023年1月1日～ 2032年12月31日

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2023年2月28日	2024年11月7日	2024年11月7日
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名 従業員 14名	取締役 1名 子会社取締役 1名 監査役 2名 従業員 1名	取締役 2名 従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式83,000株	普通株式10,000株	普通株式150,000株
付与日	2023年3月1日	2024年11月7日	2024年11月7日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。		
権利行使期間	2025年3月1日～ 2033年2月28日	2024年11月8日～ 2034年11月7日	2026年11月7日～ 2034年11月6日

	第9回新株予約権
決議年月日	2025年1月10日
付与対象者の区分及び人数	従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式32,000株
付与日	2025年1月10日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2027年1月10日～ 2035年1月9日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2026年1月6日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	23,000	42,500	126,500	83,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	12,000	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	23,000	42,500	114,500	83,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	10,000	150,000	—
付与	—	—	32,000
失効	2,000	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	8,000	150,000	32,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 2026年1月6日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格（円）	350	730	730	730
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格（円）	1,047	1,047	1,047
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

（注） 2026年1月6日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	92,108千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(2024年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金 (注) 2	363,492千円
貸倒引当金	9,991 "
ソフトウェア	128,203 "
一括償却資産	4,305 "
未払費用	5,702 "
その他	1,766 "
繰延税金資産小計	513,461 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△258,184 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△108,260 "
評価性引当額小計 (注) 1	△366,445 "
繰延税金資産合計	147,015千円

(注) 1. 評価性引当額が152,961千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	98,289	265,202	363,492
評価性引当額	—	—	—	—	—	△258,184	△258,184
繰延税金資産(b)	—	—	—	—	98,289	7,017	105,307

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた金額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金363,492千円(法定実効税率を乗じた金額)について、繰延税金資産の計上額は105,307千円であり、当該繰延税金資産は当社における税務上の繰越欠損金の残高の一部を認識したものであります。当該繰延税金資産は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	33.6%
(調整)	
住民税均等割	0.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
評価性引当額の増減	△69.1%
子会社税率差異	△3.0%
その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△36.9%

当連結会計年度(2025年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金 (注) 2	123,622千円
貸倒引当金	13,547 "
ソフトウェア	156,923 "
一括償却資産	4,426 "
未払費用	5,935 "
その他	3,336 "
繰延税金資産小計	307,791千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△4,329 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△59,045 "
評価性引当額小計 (注) 1	△63,375 "
繰延税金資産合計	244,416千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△479千円
繰延税金負債合計	△479 "
繰延税金資産の純額	243,937千円

(注) 1. 評価性引当額が303,070千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	4,186	119,436	123,622
評価性引当額	—	—	—	—	△4,186	△143	△4,329
繰延税金資産(b)	—	—	—	—	—	119,293	119,293

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた金額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金123,622千円(法定実効税率を乗じた金額)について、繰延税金資産の計上額は119,293千円であり、当該繰延税金資産は当社における税務上の繰越欠損金の残高の一部を認識したものであります。当該繰延税金資産は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	34.1%
(調整)	
住民税均等割	0.5%
評価性引当額の増減	△56.4%
税率変更による影響	4.8%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△17.1%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

なお、上記は2025年3月に実施した東京都渋谷区から北海道北広島市への本社移転後の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率であり、これによる当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社グループは、オフィス及び運営施設の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社グループは、オフィス及び運営施設の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、一部の運営施設を除き、資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、スマートホテル事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	金額 (千円)
ホテル支援ソリューション売上	3,020,487
コンサルティング・開発支援売上	47,767
顧客との契約から生じる収益	3,068,254
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,068,254

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	91,627	91,643
契約資産	8,308	—
契約負債	25	6,834

契約資産は、主に期末時点で履行義務を充足しているが未請求の対価に関連するものであり、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客からの前受金であり収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、25千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引金額の注記にあたって実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、スマートホテル事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	金額 (千円)
ホテル支援ソリューション売上	5,242,019
コンサルティング・開発支援売上	125,847
顧客との契約から生じる収益	5,367,866
その他の収益	—
外部顧客への売上高	5,367,866

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	91,643	456,341
契約資産	—	4,805
契約負債	6,834	14,560

契約資産は、主に期末時点で履行義務を充足しているが未請求の対価に関連するものであり、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客からの前受金であり収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、6,834千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引金額の注記にあたって実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社グループは、スマートホテル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社グループは、スマートホテル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は、「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
Gala合同会社	577,187
東京建物株式会社	454,853
ドムス合同会社	373,012

(注) 単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は、「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
Gala合同会社	692,309

(注) 単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	TOUCH GROUP株式会社 (注) 2	東京都港区	67	企業SNSを活用したマーケティング支援	—	広告宣伝の委託 役員の兼任	広告宣伝の委託	16,350	未払金	10,175

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. TOUCH GROUP株式会社は当社社外取締役の原田静織が議決権の過半数を保有する会社であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社役員	山口 泉 (注) 1	—	—	会社役員	—	子会社役員	子会社の元役員による損害に係る未収入金	39,557	長期未収入金 (注) 2、3	48,627

(注) 1. 山口泉は、2025年8月7日付で当社子会社の役員を退任し、関連当事者に該当しないこととなっております。

2. 当該債権は、同氏による不適切な資金流用に起因するものであり、同氏に対し返還請求を行っております。

本件は2025年8月に判明したものであり、各連結会計年度に帰属する金額を特定のうえ計上しております。

3. 期末残高48,627千円の全額に対して貸倒引当金を計上しております。また、当連結会計年度において、39,557千円の貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	TOUCH GROUP株式会社 (注) 2	東京都港区	67	企業SNSを活用したマーケティング支援	—	広告宣伝の委託 役員の兼任	広告宣伝の委託	9,150	未払金	5,720

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. TOUCH GROUP株式会社は当社社外取締役の原田静織が議決権の過半数を保有する会社であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社元役員	山口 泉 (注) 1	—	—	会社役員	—	子会社元役員	子会社の元役員による損害に係る未収入金	18,672	長期未収入金 (注) 2、3	67,668

(注) 1. 山口泉は、2025年8月7日付で当社子会社の役員を退任し、関連当事者に該当しないこととなっております。

2. 当該債権は、同氏による不適切な資金流用に起因するものであり、同氏に対し返還請求を行っております。本件は2025年8月に判明したものであり、各連結会計年度に帰属する金額を特定のうち計上しております。
3. 期末残高67,668千円の全額に対して貸倒引当金を計上しております。また、当連結会計年度において、18,672千円の貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	△460.26円	△257.50円
1株当たり当期純利益	95.71円	202.59円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握出来ないため、記載しておりません。
2. 2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	291,508	617,042
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	291,508	617,042
普通株式の期中平均株式数(株)	3,045,800	3,045,800
（うち普通株式数(株)）	(1,000,000)	(1,000,000)
（うちA種優先株式数(株)）	(500,000)	(500,000)
（うちB種優先株式数(株)）	(297,200)	(297,200)
（うちC種優先株式数(株)）	(570,100)	(570,100)
（うちD種優先株式数(株)）	(678,500)	(678,500)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類 (新株予約権の数4,350個)。 なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権7種類 (新株予約権の数4,530個)。 なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2025年12月11日開催の取締役会において、発行済優先株式の全て（A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式）につき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年1月4日付で自己株式として当社が取得し、対価として各優先株主に対して各優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付で当社が取得した全ての優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は2026年1月5日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

1. 取得及び消却した株式数

A種優先株式 5,000株

B種優先株式 2,972株

C種優先株式 5,701株

D種優先株式 6,785株

2. 交換により交付した普通株式数 20,458株

3. 交換後の発行済普通株式数 30,458株

(株式分割及び単元株制度の採用並びに定款の一部変更)

当社は、2025年12月11日開催の取締役会決議に基づき2026年1月6日付で株式分割を行い、また、2026年1月5日開催の臨時株主総会にて単元株制度の採用並びに定款の一部変更について決議を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2026年1月6日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、100株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数 30,458株

今回の分割により増加した株式数 3,015,342株

株式分割後の発行済株式総数 3,045,800株

株式分割後の発行可能株式総数 12,183,200株

(3) 分割の日程

基準日 2026年1月6日

効力発生日 2026年1月6日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、該当箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

4. 定款の一部変更について

発行可能株式総数を、12,183,200株と変更いたしました。

⑤ 【連結附属明細表】(2025年12月31日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	123,136	260,986	1.08	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	893,273	1,224,067	1.17	2029年5月31日～ 2033年7月31日
合計	1,016,409	1,485,053	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	284,196	284,196	230,885	164,000

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しています。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,660,044	2,566,822
売掛金	90,951	456,307
契約資産	—	4,805
未収入金	701,711	561,790
商品	—	12,275
仕掛品	1,017	6,483
前払費用	25,435	63,876
関係会社短期貸付金	17,155	—
その他	25,343	15,953
貸倒引当金	△747	△31
流動資産合計	2,520,912	3,688,284
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	11,529	16,320
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	3,024	7,290
土地	2,000	2,000
有形固定資産合計	16,554	25,611
無形固定資産		
ソフトウェア仮勘定	4,570	—
無形固定資産合計	4,570	—
投資その他の資産		
投資有価証券	—	114,592
関係会社株式	—	26,582
出資金	20	20
差入保証金	30,250	30,250
敷金	58,364	164,983
繰延税金資産	147,015	243,937
その他	44	44
貸倒引当金	△44	△44
投資その他の資産合計	235,650	580,365
固定資産合計	256,774	605,977
資産合計	2,777,686	4,294,261

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	—	11,299
1年内返済予定の長期借入金	123,136	260,986
未払金	603,772	901,969
未払費用	167,345	234,362
未払法人税等	1,424	2,654
未払消費税等	88,720	130,644
契約負債	6,834	14,560
預り金	10,997	27,844
その他	—	172
流動負債合計	1,002,230	1,584,494
固定負債		
長期借入金	893,273	1,224,067
資産除去債務	—	1,611
固定負債合計	893,273	1,225,678
負債合計	1,895,503	2,810,173
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	368,426	368,426
資本剰余金合計	368,426	368,426
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	413,348	1,015,253
利益剰余金合計	413,348	1,015,253
株主資本合計	881,774	1,483,679
新株予約権	408	408
純資産合計	882,183	1,484,088
負債純資産合計	2,777,686	4,294,261

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	3,067,661	5,364,708
売上原価	1,993,007	3,108,091
売上総利益	1,074,654	2,256,617
販売費及び一般管理費	※1 867,284	※1 1,728,466
営業利益	207,370	528,151
営業外収益		
受取利息	2,097	39,066
為替差益	—	8,985
補助金収入	15,000	—
違約金収入	2,808	—
その他	328	2,751
営業外収益合計	20,233	50,804
営業外費用		
支払利息	4,790	10,357
為替差損	1,930	—
上場関連費用	—	2,000
その他	198	21
営業外費用合計	6,919	12,379
経常利益	220,684	566,576
特別損失		
関係会社株式評価損	—	※2 58,608
特別損失合計	—	58,608
税引前当期純利益	220,684	507,967
法人税、住民税及び事業税	1,411	2,983
法人税等調整額	△86,484	△96,921
法人税等合計	△85,072	△93,938
当期純利益	305,757	601,905

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		466,616	23.4	730,625	23.5
II 経費	※1	1,527,408	76.6	2,375,625	76.5
当期総製造費用		1,994,024	100.0	3,106,251	100.0
期首仕掛品棚卸高		—		1,017	
当期商品仕入高		—		19,581	
合計		1,994,024		3,126,849	
期末仕掛品棚卸高		1,017		6,483	
期末商品棚卸高		—		12,275	
当期売上原価		1,993,007		3,108,091	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
支払手数料	926,296	1,349,128
水道光熱費	190,044	289,218

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	100,000	368,426	368,426	107,590	107,590	576,017	218	576,236
当期変動額								
当期純利益				305,757	305,757	305,757		305,757
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							190	190
当期変動額合計	—	—	—	305,757	305,757	305,757	190	305,947
当期末残高	100,000	368,426	368,426	413,348	413,348	881,774	408	882,183

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	100,000	368,426	368,426	413,348	413,348	881,774	408	882,183
当期変動額								
当期純利益				601,905	601,905	601,905		601,905
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							—	—
当期変動額合計	—	—	—	601,905	601,905	601,905	—	601,905
当期末残高	100,000	368,426	368,426	1,015,253	1,015,253	1,483,679	408	1,484,088

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	10～18年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	4～15年

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

① ホテル支援ソリューション売上

ホテル支援ソリューション売上においては、ホテル運営、ホテル運営受託及びホテル運営関連DXソリューション等の提供を行っております。

ホテル運営においては、顧客であるホテル利用者に宿泊やその付帯サービスを提供する義務を負っており、当該サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

ホテル運営受託においては、顧客である委託者との契約に基づき受託したホテル運営業務を実施する義務を負っており、当該業務を実施することで履行義務が充足されると判断し、当該業務を実施した時点で収益を認識しております。

ホテル運営関連DXソリューション等の提供においては、主に、顧客である企業に一定の期間にわたりクラウド型宿泊管理システム「suitebook」を中心としたDXソリューション等を提供する義務を負っており、契約期間の経過につれて履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたって収益を認識しております。

② コンサルティング・開発支援売上

コンサルティング・開発支援売上においては、ホテルの企画や設計から運営全般に関するコンサルティング及びシステム導入やシステムのカスタマイズ・追加開発等の開発支援を行っております。

コンサルティングにおいては、顧客である委託者との契約に基づき、コンサルティング業務を実施する義務を負っており、開発支援においては、顧客との契約に基づきシステムの導入や開発の支援を行う義務を負

っております。

これらについて、準委任に相当する契約においては、一定の期間にわたり契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、契約で定められたサービス提供期間を通じて充足した履行義務に応じた収益を認識しております。

また、請負に相当する契約においては、顧客の要望を満たした成果物を納品する義務を有していることから、その完了までの進捗に伴って、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合には、インプット法（原価比例法）による進捗度に応じて収益を認識することとしております。また、当該履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合には、原価回収基準を用いて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	10～18年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	4～15年

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

① ホテル支援ソリューション売上

ホテル支援ソリューション売上においては、ホテル運営、ホテル運営受託及びホテル運営関連DXソリューション等の提供を行っております。

ホテル運営においては、顧客であるホテル利用者に宿泊やその付帯サービスを提供する義務を負っており、当該サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

ホテル運営受託においては、顧客である委託者との契約に基づき受託したホテル運営業務を実施する義務を負っており、当該業務を実施することで履行義務が充足されると判断し、当該業務を実施した時点で収益を認識しております。

ホテル運営関連DXソリューション等の提供においては、主に、顧客である企業に一定の期間にわたりクラウド型宿泊管理システム「suitebook」を中心としたDXソリューション等を提供する義務を負っており、契約期間の経過につれて履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたって収益を認識しております。

② コンサルティング・開発支援売上

コンサルティング・開発支援売上においては、ホテルの企画や設計から運営全般に関するコンサルティング及びシステム導入やシステムのカスタマイズ・追加開発等の開発支援を行っております。

コンサルティングにおいては、顧客である委託者との契約に基づき、コンサルティング業務を実施する義務を負っており、開発支援においては、顧客との契約に基づきシステムの導入や開発の支援を行う義務を負っております。

これらについて、準委任に相当する契約においては、一定の期間にわたり契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、契約で定められたサービス提供期間を通じて充足した履行義務に応じた収益を認識しております。

また、請負に相当する契約においては、顧客の要望を満たした成果物を納品する義務を有していることから、その完了までの進捗に伴って、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合には、インプット法（原価比例法）による進捗度に応じて収益を認識することとしております。また、当該履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合には、原価回収基準を用いて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	147,015

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	180,000千円	180,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	180,000千円	180,000千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給料手当	119,625千円	183,614千円
地代家賃	118,347 "	742,981 "
外注費	139,103 "	176,657 "
研究開発費	233,297 "	234,652 "
減価償却費	3,323 "	3,026 "
おおよその割合		
販売費	15.0%	44.2%
一般管理費	85.0 "	55.8 "

※2 関係会社株式評価損

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

連結子会社であるSQUEEZE ASIA CO., LTD. の株式に係る評価損であります。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2024年12月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 子会社株式一千円) は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度 (2025年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 子会社株式9,882千円 関連会社株式16,700千円) は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当事業年度において子会社株式について減損処理を行っており、関係会社株式評価損58,608千円を計上しております。

なお、減損処理にあたっては、株式の実質価額の回収可能性を考慮して、必要と認められた額について減損しております。

(税効果会計関係)

前事業年度(2024年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	363,492 千円
ソフトウェア	128,203 //
一括償却資産	4,305 //
未払費用	5,702 //
関係会社株式評価損否認	1,517 //
その他	2,032 //
繰延税金資産小計	505,253 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△258,184 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△100,052 //
評価性引当額小計	△358,237 //
繰延税金資産合計	147,015 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	33.6 %
(調整)	
住民税均等割	0.6 %
評価性引当額の増減	△73.1 %
その他	0.3 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△38.5 %

当事業年度(2025年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	119,293千円
ソフトウェア	156,923〃
一括償却資産	4,426〃
未払費用	5,935〃
関係会社株式評価損否認	19,821〃
その他	2,861〃
繰延税金資産小計	309,261千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△64,844〃
評価性引当額小計	△64,844〃
繰延税金資産合計	244,416千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△479千円
繰延税金負債合計	△479千円
繰延税金資産の純額	243,937千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	34.1%
(調整)	
住民税均等割	0.5%
評価性引当額の増減	△57.7%
税率変更による影響	4.9%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△18.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

なお、上記は2025年3月に実施した東京都渋谷区から北海道北広島市への本社移転後の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率であり、これによる当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の記載をしているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】(2025年12月31日現在)

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	株式会社まちのミライ	500	5,000
計			500	5,000

【債券】

銘柄			券面総額	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	NEW HAVEN HOLDINGS PTE. LTD.	700千円ドル	109,592
計			700千円ドル	109,592

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	13,518	6,263	—	19,781	3,461	1,472	16,320
車両運搬具	1,127	—	—	1,127	1,127	—	0
工具、器具及び備品	4,578	5,820	—	10,398	3,107	1,554	7,290
土地	2,000	—	—	2,000	—	—	2,000
有形固定資産計	21,223	12,083	—	33,307	7,696	3,026	25,611
無形固定資産							
ソフトウェア	—	5,730	—	5,730	5,730	5,730	—
ソフトウェア仮勘定	4,570	1,160	5,730	—	—	—	—
無形固定資産計	4,570	6,890	5,730	5,730	5,730	5,730	—

(注) 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得原価により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	791	75	—	791	75

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による減少であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2025年12月31日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。当社グループの公告掲載URLは次のとおりであります。 https://squeeze-inc.co.jp/
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年6月10日	館林真一	北海道札幌市中央区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役CEO)	イノベーション・ホテル有限責任事業組合代表組合員イノベーション・エンジン株式会社 職務執行者 佐野睦典	東京都港区芝二丁目3番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式26,000株	59,800,000(2,300)(注)4	協力関係強化のため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日(2024年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当しております。
6. 2025年12月11日開催の取締役会決議により、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	2024年11月7日	2024年11月7日	2025年1月10日
種類	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 10,000株	普通株式 150,000株	普通株式 32,000株
発行価格	1,066.01円 (注)3	1,047円 (注)3	1,047円 (注)3
資本組入額	533円	524円	524円
発行価額の総額	10,660,100円	157,050,000円	33,504,000円
資本組入額の総額	5,330,050円	78,525,000円	16,752,000円
発行方法	2024年11月7日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2024年11月7日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2025年1月10日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注1)

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- 同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年12月31日であります。
2. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)方式等により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき1,047円	1株につき1,047円	1株につき1,047円
行使期間	2024年11月8日から 2034年11月7日まで	2026年11月7日から 2034年11月6日まで	2027年1月10日から 2035年1月9日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおり であります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

4. 2025年12月11日開催の取締役会決議により、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

第7回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
原田 静織	—	会社役員	2,000	2,094,000 (1,066.01)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
松尾 繁樹	—	会社役員	2,000	2,094,000 (1,066.01)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
関口 健一	—	会社役員	2,000	2,094,000 (1,066.01)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
—	—	—	2,000	2,094,000 (1,066.01)	従業員

- (注) 1. 当社の従業員1名が新株予約権の取得者であり、総数2,000株が割り当てられています。
 2. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載をしております。
 3. 2025年12月11日開催の取締役会決議により、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第8回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
舘林 真一	北海道札幌市中央区	会社役員	68,000	71,196,000 (1,047)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
安養寺 鉄彦	—	会社役員	30,000	31,410,000 (1,047)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
丸野 卓也	—	会社役員	14,500	15,181,500 (1,047)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
—	—	—	37,500	39,262,500 (1,047)	従業員

- (注) 1. 当社の従業員6名が新株予約権の取得者であり、総数37,500株が割り当てられています。
 2. 2025年12月11日開催の取締役会決議により、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第9回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
—	—	—	32,000	33,504,000 (1,047)	従業員

- (注) 1. 当社の従業員7名が新株予約権の取得者であり、総数32,000株が割り当てられています。
 2. 2025年12月11日開催の取締役会決議により、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を 除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
舘林 真一 (注) 1、3	北海道札幌市中央区	760,500 (160,500)	21.74 (4.59)
株式会社エスコン (注) 1	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号	571,400	16.33
ケネディクス株式会社 (注) 1	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号	570,100	16.29
インキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	570,000	16.29
株式会社GM (注) 1、2	札幌市南区南沢二条一丁目18番2号	400,000	11.43
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 (ジャフコグループ株式会社内)	170,000	4.86
— (注) 1, 8	—	56,000 (47,000)	1.60 (1.34)
丸野 卓也 (注) 4	—	49,500 (46,000)	1.41 (1.31)
Canal Ventures Collaboration Fund 1号投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都江東区豊洲一丁目1番1号	35,700	1.02
F F G ベンチャー投資事業有限責任組合第1号 (注) 1	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号	35,700	1.02
JR東日本スタートアップ株式会社 (注) 1	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	35,700	1.02
— (注) 8	—	31,500 (30,000)	0.90 (0.86)
安養寺 鉄彦 (注) 4	—	30,000 (30,000)	0.86 (0.86)
イノベーション・ホテル有限責任事業組合 (注) 1	東京都港区芝二丁目3番12号	26,000	0.74
— (注) 8	—	20,000 (20,000)	0.57 (0.57)
— (注) 8	—	15,000 (15,000)	0.43 (0.43)
— (注) 8	—	14,000 (14,000)	0.40 (0.40)
— (注) 8	—	12,000 (12,000)	0.34 (0.34)
松尾 繁樹 (注) 5	—	11,000 (6,000)	0.31 (0.17)
— (注) 8	—	10,000 (10,000)	0.29 (0.29)
— (注) 8	—	10,000 (10,000)	0.29 (0.29)
川鍋 一朗	東京都港区	7,200	0.21
白砂 光規 (注) 7	—	6,000 (6,000)	0.17 (0.17)
山本 裕基 (注) 7	—	5,000 (5,000)	0.14 (0.14)
株式会社フジタコーポレーション	東京都世田谷区瀬田四丁目14番3号	5,000	0.14
— (注) 8	—	5,000 (5,000)	0.14 (0.14)
佐々木 翔平 (注) 5	—	4,000 (4,000)	0.11 (0.11)
大川 純一郎	神奈川県横浜市青葉区	4,000 (4,000)	0.11 (0.11)
中矢 英俊	神奈川県横浜市港北区	4,000 (4,000)	0.11 (0.11)
— (注) 8	—	3,000 (3,000)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を 除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
— (注) 8	—	2,500 (2,500)	0.07 (0.07)
— (注) 8	—	2,500 (2,500)	0.07 (0.07)
原田 静織 (注) 4	—	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
関口 健一 (注) 5	—	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
— (注) 8	—	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
— (注) 8	—	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
— (注) 8	—	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
— (注) 8	—	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
— (注) 8	—	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
— (注) 8	—	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
— (注) 8	—	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
— (注) 8	—	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
計	—	3,498,800 (453,000)	100.0 (12.95)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)
3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役CEO)
4. 特別利害関係者等(当社の取締役)
5. 特別利害関係者等(当社の監査役)
6. 特別利害関係者等(当社子会社取締役)
7. 当社子会社の元取締役
8. 当社の従業員
9. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
10. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026年3月17日

株式会社SQUEEZE
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 数 馬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 津 一 哲

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SQUEEZEの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SQUEEZE及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月17日

株式会社SQUEEZE
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 数馬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 津 一 哲

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SQUEEZEの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SQUEEZE及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月17日

株式会社SQUEEZE
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 数馬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 津 一 哲

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SQUEEZEの2024年1月1日から2024年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SQUEEZEの2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月17日

株式会社SQUEEZE
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 数 馬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 津 一 哲

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SQUEEZEの2025年1月1日から2025年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SQUEEZEの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

